

官報

号外 昭和三十八年二月十九日

第四十三回 衆議院會議録 第八号

昭和三十八年二月十九日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和三十八年二月十九日

午後二時開議

第一 九州地方開発審議委員会
選挙

第二 警察法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

一 中小企業基本法案(内閣提出)
並びに中小企業基本法案(永井
勝次郎君外三十一名提出)、中小
企業組織法案(永井勝次郎君外
三十一名提出)及び中小企業省
設置法案(永井勝次郎君外三十
一名提出)の趣旨説明
二 海運業の再建整備に関する臨
時措置法案(内閣提出)及び外航
船舶建造融資利子補給及び損失
補償法及び日本開発銀行に關す
る外航船舶建造融資利子補給臨
時措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の會議に付した案件

日程第一 九州地方開発審議委員
員の選挙

宍春対策審議委員会任命につき国
会法第三十九条但書の規定によ
り議決を求めるの件

日本銀行政策委員会任命につ
き同意を求めるの件

第十回オリンピック冬季競技大会
札幌招致に関する決議案(島村

一郎君外四十五名提出)

日程第二 警察法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

中小企業基本法案(内閣提出)並び
に中小企業基本法案(永井勝次

郎君外三十一名提出)、中小企業
組織法案(永井勝次郎君外三十

一名提出)及び中小企業省設置
法案(永井勝次郎君外三十一名

提出)の趣旨説明及び質疑

海運業の再建整備に関する臨時措

置法案(内閣提出)及び外航船舶

建造融資利子補給及び損失補償

法及び日本開発銀行に關する外
航船舶建造融資利子補給臨時措

置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時八分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を
開きます。

日程第一 九州地方開発審議委員
員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、九州
地方開発審議委員会員の選挙を行ないま
す。

○草野一郎平君 九州地方開発審議會
委員の選挙は、その手續を省略して、
議長において指名されんことを望みま
す。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の
動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。

議長は、九州地方開発審議委員会に
有馬英治君を指名いたします。

宍春対策審議委員会任命につき国
会法第三十九条但書の規定によ

り議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたしま
す。

内閣から、宍春対策審議委員会に本
院議員小林進君、同中野四郎君、同中
山榮一君、同中山マサ君、同本島百合
子君、同山ロシツエ君、参議院議員柏
原ヤス君、同高野一夫君、同藤原道子
君、同山本杉君を任命するため、国会

法第三十九条但書の規定により本院の
議決を得たいとの申し出がございま
す。右申し出の通り決するに御異議あ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、その通り決しまし
た。

日本銀行政策委員会任命につ
き同意を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 日本銀行政策委
員会委員に山添利作君を任命したいの
で、本院の同意を得たいとの申し出が
あります。右申し出の通り同意を与え
るに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、同意を与えるに決し
ました。

第十回オリンピック冬季競技大会
札幌招致に関する決議案(島村

一郎君外四十五名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急
動議を提出いたします。

すなわち、島村一郎君外四十五名提
出、第十回オリンピック冬季競技大会
札幌招致に關する決議案は、提出者の
要求の通り委員会の審査を省略してこ
の際これを上程し、その審議を進めら
れんことを望みます。

昭和三十三年二月十九日 衆議院會議録第八号 第十回オリンピック冬季競技大会札幌招致に関する決議案

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

第十回オリンピック冬季競技大会札幌招致に関する決議案を議題といたします。

第十回オリンピック冬季競技大会札幌招致に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和三十三年二月十八日

提出者

島村 一郎外四十五名

賛成者

安倍晋太郎外三百六十六名

第十回オリンピック冬季競技大会札幌招致に関する決議案

衆議院は、来る千九百六十八年の第十回オリンピック冬季競技大会を札幌市に招致するため、その招致運動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。島村一郎君。

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表いたします。ただいま上程いたされました第十回オリンピック冬季競技大会札幌招致に関する決議案の趣旨弁明をいたしたいと思ひます。(拍手)

まず、決議の案文を朗読いたします。

衆議院は、来る千九百六十八年の第十回オリンピック冬季競技大会を札幌市に招致するため、その招致運動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

以上であります。

御承知の通り、国民待望のオリンピック聖火は、明年十月、アジアの、この東京の空にあかあかと燃え上ることとなるのであります。現在、その組織運営の衝に当たるオリンピック東京大会組織委員会を中心に、政府、東京都及び関係各県、さらには日本体育協会、東京オリンピック資金財団等が一致となり、それぞれの責任分野においてこれが準備態勢を強力に推進しているところであります。私は、この機会に、これら各機関、各団体の御努力に対し、深く敬意を表する次第であります。参加国百カ国、八千人に及ぶでありましょ役員、選手を迎えて行なわれ、まさにわが国にとり、千載一遇のこの国際的祭典を成功裏に終始せしめるために、なお一そう物心両面にわたる対策の完遂を希望するものであります。

今般、札幌市は、去る二月七日、ローザンヌの国際オリンピック委員会に対し、正式に第十回オリンピック冬季競技大会の招請状を提出したのであります。オリンピック冬季競技大会は、一九二四年の第一回大会から回を重ねて、明年二月、オーストリア・インスブルグ大会で九回目を迎える次第ですが、わが国は、第一回大会と第五回大会に不参加のほかは全部の大会に参加し、あるいは氷上に、あるいは雪の上に、諸外国の優秀選手と堂々と伍して、若人の気力とわざを競い、国際親善に、また、わが国冬季スポーツの向上に役立って参りました。しかも、一九三八年の国際オリンピック委員会のカイロ総会で、一九四〇年オリンピック冬季大会の札幌開催が正式に決定したのであります。当時のわが国内外の諸情勢からして返上のやむなきに至ったいきさつもあり、自來、本大会の開催は、地元北海道民を初め、スポーツ愛好国民にとつて長年にわたる念願であつたのであります。あたかも、一九六八年は、北海道開道百年及び札幌市開府百年の記念すべき年に当たるのであります。その最大の記念行事として本大会を札幌市に招請するため、札幌市長は日本オリンピック委員会並びに政府の承認を得、ここに国際オリンピック委員会に正式に招請状を提出したのであります。

かくして、明年度の東京大会に次いで、さらにその四年後の第十回冬季大会をわが国で開催することになります。ならば、わが国のスポーツの振興に寄与することにも、国際理解と親善をさらに深め、わが国将来の発展と世界平和のためまことに意義深いものがあると存する次第であります。

現在すでに本大会招致の立候補をしておりますものは、わが国は、フランス、スイスがあり、また立候補の意思を表明している有力なものとしては、カナダ、ノルウェー、フィンランドがあげられ、開催地の最終的決定は、本年十月ナイロビにおいて開かれる国際オリンピック委員会の総会でなされるのであります。第九回のインスブルグ大会を含めて欧州で七回、アメリカ大陸で二回すで行なわれることとなり、アジアでは従来一回も開かれていない事情、また第五回大会の札幌返上のいきさつ、さらには札幌市の国際競技大会の開催能力についてはすでに国際的に評価済みであることなどからして、今後の努力次第によつては本大会の札幌招致は有望と考えられるのであります。まさに国民的盛り上がりをもつて本大会の招致運動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきであると思ひます。

以上が提案の趣旨であります。お

りもおり、軽井沢におけるスピード・スケート世界選手権大会の開会を明日に控え、本決議案が上程されましたことは、まことに意義あることといふべきであります。何とぞ全会一致の御賛成をお願いいたす次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。これを許します。小林信一君。

〔小林信一君登壇〕

○小林信一君 一九六八年、第十回オリンピック冬季競技大会を札幌に招致する決議案に對しまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表いたしまして、賛成の意見を申し上げます。〔拍手〕

かつて、国際オリンピック委員会のカイロ総会におきまして、オリンピック東京大会とともに、一九四〇年オリンピック冬季大会の札幌開催が正式に決定されたのであります。当時の内外諸情勢から、実施不可能のやむなきに至りましたことは、御承知の通りであります。自來二十有余年の間、スポーツを愛好する六十余万札幌市民は、オリンピック冬季大会がぜひとも札幌市において開催されるよう熱望し、期待して今日に及んでおるのであります。

幸いにも、一九六八年オリンピック冬季大会の立候補にあたり、昭和三十三年三月十七日札幌市議会において、さらに同年十月二十日には北海道議会におきまして、それぞれ満場一致をもつて札幌招致を決議いたしております。また、全日本スキー連盟並びに日

本スケート連盟は、日本オリンピック委員会との了解のもとに、一九六八年のオリンピック冬季大会を日本に招致する目的で招致委員会をつくり、国内八候補地を審議審査した結果、去る五月十一日に札幌市が最適地であることを決定いたしました。

申すまでもなく、オリンピック冬季大会開催地を決定いたします際には、何としても気象条件が最大の要件となります。その点、札幌市における二月の気象は、平均摂氏氷点下四・四度、日中は二度以下で、国際的なウインタースポーツ都市として知られております。スイスのダボス、フィッランのヘルシンキ、カナダのトロント等とに比較して遜色のない条件を持つておるのであります。そのほか、札幌市は会場の位置、施設、交通、通信など、各方面にわたって、大会実施に必要なすべての好適な立地条件を備えており、この点では、さきに札幌市が招請いたしました外国の専門家もひとしく推賞いたしておるところであります。加えて、冬季競技については、去る一九五四年の男子スピード・スケート世界選手権大会を初め、過去幾多の国内大会、国際競技会も札幌市で実施されてきて、多大な功績を上げております。以上のようない好条件を有し、さらに世界各国選手を迎えまして、十分にその技能を発揮せしめ、かつ、国際

親善の場たらしめる施設、設備を、札幌の面目にかけて完備する計画が進められておるのであります。

申し上げるまでもなく、爽快な冬季スポーツは青少年の最も好むところでありまして、その士気を高揚する点で、青少年育成に資するところ大であります。かつ、かかる機会を多くすることによって、若い人々の国際親善の道を開き、世界平和に寄与する好機ともなるわけでありまして、ことに、こうした機会に一度も恵まれなかつたアジア地域から申しますならば、是が非でも今回は実現させなければならぬ機会と存する次第であります。従つて、単に札幌市民の悲願ということではなく、日本国民全体の問題であり、同時に広くアジア全住民の要望として本決議案は可決され、本院は招致運動を強力に推進するとともに、その準備の完全を期することに最大の努力をいたすべきであると信じて、本決議案に賛成をしますものといたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は全会一致可決

いたしました。(拍手)

この際、川島国務大臣から発言を求められております。すなわち、これを許します。国務大臣川島正次郎君。

〔国務大臣川島正次郎君登壇〕

○国務大臣(川島正次郎君) 第十回オリンピック冬季競技大会を札幌に招致しますことにつきましては、政府におきまして、これに賛成いたしまして、すでに閣議において決定をいたしておるところでございます。その実現並びに準備態勢の整備につきましては、主催者並びに関係各団体に協力いたしましてこれを推進いたしたい所存でございます。(拍手)

日程第二 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。

警察法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十八年一月三十日

内閣総理大臣 池田 勇人

警察法の一部を改正する法律

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十六

条の二に改める。

第三十条第一項中「第四号」を「第五号」に改める。

第三十五条第一項中「七千七百七十六人」を「七千七百八十五人」に、「千二百三十人」を「千三百二十二人」に改める。

第六十六条第二項中「政令で定める道路(道路法昭和二十七年法律第百八十号)第三条に規定する道路をいう。」を「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する自動車道及び政令で定める道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 昭和三十八年四月一日から昭和三十八年九月三十日までの間における警察庁の国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十九条第一項の定員は、この法律による改正後の警察法第三十五条第一項の規定にかかわらず、七千七百八十六人とし、そのうち千三百三人は、警察官とする。

理由

警察事務の能率的な運営を図るため、全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を管区警察局に

分掌させることとともに、警察官の職員の定員を改め、交通警察に関する警察官の職権行使に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長永田亮一君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、警察事務の能率的な運営をはかるため、第一に、警察庁の所掌となつてゐる全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を、各地方の特殊事情に通じた管区警察局に分掌させること、第二に、警察庁における麻薬関係の事務の増加に対処して、新たに警察官十人を増員すること、第三に、道路運送法上の自動車道が二以上の都道府県の区域にわたる場合における警察官の職権行使に関する規定を整備して、効果的な交通警察活動ができるようにしようとするものであります。

本案は、一月三十一日当委員会に付託され、二月一日篠田国務大臣より提

昭和三十三年二月十九日 衆議院會議録第八号 中小企業基本法案(内閣提出)についての福田通商産業大臣の趣旨説明

案理由の説明を聞き、自來、慎重に審査を重ねて参りましたが、その詳細は會議録によつて御承知いただきたいと存じます。

二月十四日、質疑を終了し、討論の通告もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決でありました。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

中小企業基本法案(内閣提出)並びに

中小企業基本法案(永井勝次郎君外三十一名提出)、中小企業組織法案(永井勝次郎君外三十一名提出)及び中小企業省設置法案(永井勝次郎君外三十一名提出)の趣旨説明

○副議長(原健三郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、中小企業基本法案、並びに、永井勝次郎君外三十一名提出、中小企業基本法案、中小企業組織法案、及び、中小企業省設置

法案の趣旨の説明を順次求めます。通商産業大臣福田一君。

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) 中小企業基本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の中小企業が、鉱工業生産の拡大、商品流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用機会の増大等、国民経済のあらゆる領域にわたつて、その発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献して参りましたことは、すでに国民の一人々々が高くこれを評価しているところであります。

しかるに、最近に至りまして、生産性等の著しい企業間格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上にとつて大きな制約要因となりつつあります上に、技術革新の進展、生活様式の変化等による需給構造の変化と労働力の供給の不足とは、中小企業の存立基盤を大きく変化させようといはしているものであります。わが国の中小企業をこのような状態に放置いたしますときは、その事業経営の安定をそこない、ひいては国民経済の健全な成長発展をも達成し得なくなるものと深く憂慮いたしている次第であります。

このような事態に対処して、特に小規模企業の従事者に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の成長発展をはかるため、その経済的、社会的制約によ

る不利を補正し、中小企業者の自主的努力を助長して生産性を向上し、取引条件を改善するより格段の努力をいたさねばならないと考える次第であります。このことは、中小企業の経済的、社会的使命にこたえるゆえんのものであるとともに、わが国経済の均衡ある成長を達成しようとする国民のすべてに課された責務でもあるとたく信ずるものであります。

このような考えのもとに、ここに中小企業の進むべき新たな道を明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、本法案を提出いたしました次第であります。

次に、本法案の内容につきましてその概要を御説明いたします。

まず、前文におきましては、以上に申し述べましたような趣旨を明らかにいたし、次いで第一章総則におきまして、第一に、中小企業に関する国の政策の目標は、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的、社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自立的な努力を助長して中小企業の成長発展をはかり、あわせてその従事者の地位の向上に資することと規定してあります。これは、中小企業の成長発展を国民経済と遊離して考えることは非現実的であり、国民経済もまた均衡成長を果たすことなく高度成長を達成することはできないとの観点に立つて、国民経済の成長発展の方向に即し

つつ、生産性等の企業間格差が是正されるように、中小企業の生産性と取引条件が向上することを旨として、中小企業の成長発展をはかつて参ることが必要と考えたためであります。

第二に、本法案の対象とする中小企業者の範囲を、製造業等にあつてはおおむね資本金五千万円以下または従業員数三百人以下、商業、サービス業にあつては同じく一千万円以下または五十人以下とし、具体的には諸般の施策が最も効果的に運用されるよう、施策ごとに弾力的に定めるべきであるといはしてあります。

第三に、第一に述べました目標を達成するため、国は、ひとり産業政策の分野のみならず、その政策全般にわたる必要な施策を総合的に講じなければならぬこととしてありますが、その際重点的に取り上げべき方向づけとして設備の近代化以下八項目を明らかにいたすとともに、地方公共団体もこれに準じて施策を講ずるよう、また、中小企業者以外の者もこれらの施策の実施について協力するよう要請してあります。これは、中小企業の成長発展をはかることが全国民経済的課題であることにかんがみ、国は、その産業経済、財政金融、科学技術、社会労働等諸般の政策を通じ、また国民は、一致協力して問題の解決に当たるべきであると考えたためであります。

第四に、政府に対しまして、施策の実施に必要な法制上、財政上の措置をとるべきこと、中小企業の実態を明らかにするための調査を実施すべきこと並びに中小企業の動向及び施策に関し国会に年次報告を提出すべきことを義務づけてあります。

以上が第一章のおもなる内容であります。第二章から第六章までにおきましては、第一章で方向づけられました必要な施策につきまして、その方針をそれぞれ明らかにいたすこととしてあります。

第二章におきましては、主として中小企業の体質改善に関する施策につきまして、その方針を明らかにすることといたしてあります。

第一に、中小企業の設備の近代化、技術の向上、経営管理の合理化のため、積極的に施策を推進することといたしてあります。

第二に、中小企業の諸問題は、根本的には企業規模が過小であることから生じていることにかんがみ、これを抜本的に改善いたし、生産性と取引条件が最も向上するように基盤を整備するため、中小企業構造の高度化の方策として、企業規模の適正化、事業の共同化、事業転換の円滑化及び小売商業における経営形態の近代化のための施策の方針を宣明いたしてあります。

すなわちその一といたしまして、企業規模の適正化をはかるため、事業経

営の規模の拡大、企業の合併、共同出資会社の設立等を円滑化するよう必要な施策を講ずるとともに、政府に対しこれに関する指標を作成すべきことを義務づけ、その二として、事業共同化のための組織の整備、工場、店舗等の集団化、その他の助成を行ない、中小企業者が体質改善するにあたり協同してこれを効率的に推進できるように必要な施策を講ずべきこととしたしております。このほか、特に流通機構の合理化の趨勢に中小企業者が対処し得るように必要な配慮をなすべきこと、及び中小小売商の経営形態の近代化のため必要な施策を講ずべきこととしたしております。なお、需給構造の変化等に即応して、中小企業者が自己の発意により他の業種に転換しようとする場合には、これを助成するため必要な施策を講ずべきこととしたしております。

第三に、中小企業における労働関係の適正化、従業員の福祉の向上をはかるため必要な施策を講ずるとともに、最近における求人難に対処すべく、職業訓練、職業紹介の事業の充実等により、労働力確保のために必要な施策を講ずべきことを規定いたしております。

第三に、中小企業製品の輸出の振興、国等からの受注機会の確保、その他需要の増進をはかるため必要な施策を講ずべきこととしたしております。

第四に、中小企業製品の輸出の振興、国等からの受注機会の確保、その他需要の増進をはかるため必要な施策を講ずべきこととしたしております。

資するといふ趣旨に出、そのための施策の方針を明らかにいたしております。

第一に、中小企業の過度の競争を防止するとともに、下請取引を適正化するため、下請代金の支払い遅延の防止等及び下請関係の近代化の施策を講ずることとしたしております。

第二に、中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会を適正に確保するため必要な施策を講ずるよう規定いたしております。

これは、最近における需給構造等の変化に伴う大企業等の進出に対し、これに起因する社会的、経済的摩擦を回避し、中小企業の経営の安定が阻害されることがないよう措置することが必要であると考えたためであります。また、これと関連いたしまして、中小企業製品と競合する物品の輸入により、中小企業に重大な影響を与えるおそれがある場合には、緊急に輸入調整等の措置も講じ得るよう規定いたしております。

第三に、中小企業製品の輸出の振興、国等からの受注機会の確保、その他需要の増進をはかるため必要な施策を講ずべきこととしたしております。

第四に、中小企業製品の輸出の振興、国等からの受注機会の確保、その他需要の増進をはかるため必要な施策を講ずべきこととしたしております。

これは数多くの小規模企業者に対しては、一般の中小企業政策に加えて諸般の施策が円滑に実施されるように特に手厚い施策を講ずる必要があるからであります。

第五章におきましては、中小企業の体質を改善し、経営の安定をはかるため、中小企業に対し資金の融通を適正、円滑化し、企業資本の充実を促進することがきわめて重要な政策手段であることにかんがみ、このための必要な施策を講ずるよう規定いたしております。

次に、第六章におきましては、行政機関の整備と行政運営の改善に努めるよう規定いたすとともに、中小企業者が事業の共同化、事業活動の自主的調整等によりその成長発展と地位の向上をはかるため組織化を推進することが特に必要であることにかんがみ、中小企業者の組織化の推進その他中小企業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずることとしたしております。

最後に、第七章におきましては、中小企業政策に関する重要事項を調査、審議せしめるため、総理府に中小企業政策審議会を設置することとしたし、その組織等について必要な規定を定めております。

中小企業基本法案の概要は以上の通りであります。ここに示された施策の方向に従い、今後にわたって施策の拡充に努め、これを積極的に推進して

参る所存であります。なお、三十八年度につきましては、予算案に本法案の趣旨をすでに取り入れてありますが、また関係法律案につきましては、当面措置すべきものについてすみやかに提案いたすこととしたしております。

以上をもちまして、中小企業基本法案の趣旨説明といたす次第でございます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 次に、提出者田中武夫君。

〔田中武夫君登壇〕

○田中武夫君 社会党提出の中小企業基本法案外二案について、提出者を代表し、わが党案と先ほど福田通産大臣が提案説明せられました政府案とを対比しながら、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げたいと思ひます。(拍手)

今さら申し上げるまでもなく、今日、中小企業はわが国経済の中で圧倒的多数を占めており、生産、流通等の面においてもきわめて重要な役割を果たしているのではありません。にもかかわらず、中小企業と大企業との間に大きな格差が存在し、中小企業の経営は常に不安定な困難した状態にございまして、このような現状の中で政府は依然として大企業本位の財政金融政策を推進し、また、せっかくの独禁法も有名無実のものとし、不当な独占支配を容認いたしておるのであります。さらに、最近貿易の自由化を理由に大企業の合併吸収、合理化並びに縦の系列支配を促進し、その目的に沿わない中小企業は政策のろち外に放置し、弱肉強食の冷厳な競争の中で、その整理、淘汰を考へており、政府の中小企業政策は農業基本法と同様、零細企業首切り政策と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

今回政府が提出した中小企業基本法案もこの意図に沿ったもので、中小企業のためのものではなく、大企業のための中小企業基本法案といわねばなりません。(拍手)このため中小企業者はあすの経営に、将来の生活設計に大きな不安を抱き、全く希望を失っているものであります。

そこで、中小企業を今日の窮状から救い出し、大企業との間の格差を是正し、安定した、将来に希望の持てる近代的な経営に引き上げるためには、どうしてもこの際抜本的な基本政策を打ち立てる必要があるものであります。そうして一元化された強力な行政機関のもとで、かかる基本政策を推進されること、これが今日ほど緊急を要することはないのであります。これが本法律案の提出の理由でございます。

次に、そのおもしろなる内容を御説明申し上げます。

まず初めに、本案は中小企業政策の基本となるべき目標として、いわゆる国民経済の二重構造の解消と経済の民

昭和三十三年二月十九日 衆議院會議録第八号

中小企業基本法案(永井勝次郎君外三十一名提出)外二案についての田中武夫君の趣旨説明 中小企業基本法案等の趣旨

一〇六

主化、自主的な協同化、個々の中小企業者に対する積極的な助成、中小企業労働者の所得増大、さらには中小企業者、労働者、農民相互間の調和の五つの柱を明確に提示し、以下具体的な政策、機構に及んでいるのであります。

この点、産業構造の高度化、産業の国際競争力の強化を強調するだけで、肝心の中小企業者の不当独占の排除、経済の民主化を忘れた政府の基本法案と根本的に異なるものがあります。(拍手)

次に、具体的内容について申し上げますと、第一には、本案に規定される抜本的な総合政策を実施するには、大企業の代弁機関と化しつつある通産省の一部局としての中小企業庁ではとうてい不可能でございます。そこで新たに中小企業省を設け、通産省と対等の立場において、強力に中小企業者の利益を擁護せんとするものであります。政府案がこの当然の問題を故意に回避していることはきわめて遺憾でございます。

第二は、中小企業者の範囲であります。上は従業員三百人、資本金三千万円に抑え、下は特に従業員十人、百万円を勤労事業者として分離し、政策の恩恵が中小企業の中でも比較的大きなもののみに偏せず、小企業、零細企業にも十分に浸透するよう考慮しているものであります。

第三は、中小企業の組織についてであります。中小企業の経営を近代化

し、発展させて大企業と対等の地位に引き上げるには協同化が必要であります。本案は、特に一章を設けて、従来の多種多様な組織を協同組合に統一し、強制や統制を排し、あくまで自主的協同を組織原則としているのであります。そしてその設立を簡易にし、これに国が積極的な助成措置を講ずることによって、協同組合に入った方が中小企業にとって有利になるような条件をつくり上げ、もって組織化を促進していくべきだとしているのであります。

政府案がこの組織の問題に一言も触れていないのは、まことに奇異の感を抱かせるものでございます。

第四は、大企業との関係についてであります。今日の中小企業の困窮は、大企業の不当な進出、これに伴う圧迫によるところが大きいのであります。そこで本案は、中小企業に適切な事業分野に大企業がむやみに進出すること規制し、官公需の発注についても、大企業のひとり占めを排除して、中小企業に一定割合を確保することにいたしておるのであります。また、下請企業に対する大企業の不正な取引行為を厳に取り締まり、さらに中小企業の協同組織による団体交渉権を確立し、大企業と対等の地位を確保するよう努めているのであります。さらに、中小企業者の地位を補強するため、特に中小企業調整委員会を設立し、大企業との間の一切の紛争を中小企業者に有利

に処理し、一方的な泣き寝入りの現状を是正することにいたしております。政府案が、対大企業との関係は正にいて配慮をしていないのは、今日の中小企業問題がいずこにあるかということとを、根本的に忘れた論議だと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

第五は、零細な勤労事業者に対する政策についてであります。本案は、これを別ワケのものとし、組織、税制、金融、労働福祉、社会保障の全般にわたって、社会政策的な立場をあわせて考慮しつつ、特別の優遇、保護助成策を提起しているものであります。政府案が、最終段階になって中小企業者の強い反対にたい、やっとな小規模事業者の定義を付加しただけで、具体的な政策、なかなか税制、社会保障についてさへ触れるところがなないのは、零細業者無視もはなはだしいといわざるを得ません。ここに政府案の、零細企業切り捨ての意図が如実に示されているのであります。

第六は、商業政策についてであります。従来、政府の施策は工業に偏し、商業政策はきわめて欠陥しているものであります。このため流通秩序は混乱し、百貨店、スーパーマーケットの不当進出、メーカー、問屋の乱売、小売市場の乱立など、それだけでなく相互の過当競争に悩む一般小売業者が、より一層苦境に追い込まれているのであります。そこで、本案は、特に商

業政策の確立を強調し、商品の流通秩序の維持のため、メーカー、卸売業者による直接小売行為の制限、百貨店、スーパーマーケットの不当進出の規制をはからんとするものであります。同時に、地方では、消費者に対するサービスとしての商業本来の立場から、一般小売業者のみからの経営改善、近代化を促進助成することによって、大資本商業と十分に対抗し得るまで、その地位の安定向上を期しているものであります。政府案が、商業についてきわめておざなりの一項だけを設けているのは、依然として従来の工業政策偏重のそりを免れ得ないであります。

最後に、事態に即し適切な中小企業政策を実施するために、政府に対し総合的な調査を行なわしめ、さらに中小企業政策に関する基本計画や実施計画並びにその実施状況について、国会に年次報告をする義務を課し、また、総理府に中小企業審議会を設け、本法運用に万遺憾なきを期しているものであります。

私は、今、中小企業基本法案を中心に申し述べましたが、すでに御説明いたしました観点より、中小企業の組織の設立、運営等具体的に定めるため、中小企業組織法案、さらに中小企業省設置法案を同時に提出をいたしておるのであります。

以上、三法案提出の理由並びにその内容の概要でございます。何とぞ、御審議の上、政府案にかわりわが党案をすみやかに成立させるため御賛同あらんことをお願いいたしまして、提案説明を終わります。(拍手)

中小企業基本法案(内閣提出)並びに中小企業基本法案(永井勝次郎君外三十一名提出)、中小企業組織法案(永井勝次郎君外三十一名提出)及び中小企業省設置法案(永井勝次郎君外三十一名提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して、質疑の通告がありますので、順次これを許します。中村三之丞君。

「中村三之丞君登壇」

○中村三之丞君 私は、自由民主党を代表し、ただいま趣旨説明のありました二つの中小企業基本法案に対し、質問いたしたいと存じます。

まず、政府案に関連して、総理大臣にお尋ねいたします。

中小企業は自由企業制度の所産であり、その自由を維持するものであります。中小企業はそれ相当の経済的基盤を有し、創意工夫と発展的自由競争のない手であって、産業の民主主義の源泉であります。また、中小企業者は民主社会における中堅階層として進ん

でおるであります。大企業と中小企業との間に構造的断層があるのではなく、地続きでありまして、大企業との協力によつて、中小企業は進歩するものであると考えるのであります。従つて、中小企業の地位を近代自由経済の中に於いて確立しなければなりません。

もとより、今日の自由経済は、放任経済ではなく、公共の福祉を増進し、経済秩序を維持し、社会的分業を確立するため、国家調整政策をとることが必要であります。労働法規、農業基本法、中小企業基本法は三本立となつて運用され、経済の繁栄と国民生活の安定をはからなければなりません。かくして、権力経済を排撃し、自由、自治、所有を基本とする民主政治を、正当なる利潤と所得とを確保する国民経済の成長発展に努めることのできる。

現在の中小企業庁では、範圍の広い、しかも、強力なる中小企業成長政策の実現は不可能に近いといわなければなりません。ことに、中小企業は特殊の経営形態に進歩し、中小企業経営学は、学問として存立するに至つておるのであります。さらに、中小企業者と従業員との数は、農家、勤労者とともに、国民の大多数を占めております。そこで、現在の通産省から独立した中小企業省に発展せしめるべきでありまして、かつての農商務省が農林省と商

工省、それから通産省へと進化したと同様であると考えるのであります。政府は、中小企業基本法案と並んで、すみやかに中小企業省設置法案を国会に提出なさるべきものであると信じますが、いかがでありますか。

次に、通産大臣にお尋ねいたします。

中小企業基本法案には、前文と、政策の目標という第一条において、中小企業政策の理想と現実とが掲げられておりますが、わが国の中小企業に対しては、現在の時点において、その前途に存在する障害を取り除き、強化することが政策の眼目でなければなりません。

第一は、貿易自由化の中小企業に及ぼす影響とその対策であります。第二は、中小企業は、景気、不景気の変動に抵抗力が弱いのであります。これをいかにして補強せられようとするのであるか。第三は、わが国の資本市場は狭く、特に、中小企業は常に資金の不足に苦しめられておるのであります。第四は、中小企業には、経営の不健全による損害や失敗が多く、企業の継続性も十分ではありません。これらは、中小企業者の自主的努力によつて克服されなければなりません。政府の指導方針もまた重要であると信じております。第五は、中小企業は過重な税金負担と割高な金利に苦しめられておるのであります。

中小企業の特徴は、普通には、経営者はまた所有者であること、営業地域は主として地方的であること、資本は個人や少数の人々によつて供給され、所有されておるといふことであります。が、時代とともに近代化されなければなりません。政府案は、鉄工業その他の事業において、資本の額または出資の総額五千万円以下、商業、サービス業において千万円以下となつておりますが、この基準はどうしてはじき出されたのであります。中小企業に対する金融機関の融資額の最高などを参考とされたのであります。また、従業員数は、限界をこえた場合に、変動の幅を認められるのであります。

法案には、企業規模の適正化ということがたびたびわたられておるのであります。一体、適正規模とはどういうことであるか。希望された生産の成績が最もよく得られる経営の大きさをいうのであるか、最も適当な操業度を保証するといふことであるのか、現存の条件のもとで、生産単位当たり平均費用が最小であるといふのであるか、通産大臣は、これを明らかにせられなければならぬのであります。全体として、政府は適正規模を設定し、中小企業の合併を強制せようとするのであります。

中小企業について、流通機構の合理化といふことが条文にあります。このことは、製造、卸売、仲買、小売、消費

者の過程を、生産者から最終消費者への直結をはかり、中間機関を排除していくといふことであるのか。しかしながら、これらの中間機関は、金融的機能、格付け機能、需給調節機能を持つてゐるのであります。わが国の資本主義経済機構の程度においては、中間機関こそ中小企業であるといふこととあります。かかる機関を排除することは、中小企業者を没落の道に追いやるものであるといわなければなりません。

わが国の独立小売店は、百貨店、スーパーマーケット、協同組合や消費組合、組合店、大会社や公共事業経営店舗などと激烈な競争状態にあります。これをいかにして調整せられるか、具体的に指示したいのであります。

小規模企業対策であります。これについては、その育成に重点を置くこととあります。そうして共同事業、施設、融資、指導などが行なわれなければならぬのであります。さらに、小規模企業に対する融資は、個人融資であるべく、無担保、無保証の原則が実施されなければならないと思ふのであります。いわゆるなりわい、生業は小規模企業の範圍に入るのであります。か、それとも社会厚生政策の対象として考えておられるのであります。

次に、中小企業に対する税金問題と金融問題について大蔵大臣にお伺いたします。

法案には、租税の適正化といふことがうたわれておりますが、このことは中小企業に対する税金負担の軽減や調整を意味するのであります。いわゆる政策減税は、産業基盤の強化を目的とし、その経済政策的意図は了解されますが、中小企業に対する租税特別措置は不徹底であるといふこととあります。いかなる理由であるか、大蔵大臣は明らかにせらるべきであります。

中小企業に対する税務行政は、時には行き過ぎがあるといふ中小企業者の訴えのあることは、深くわれわれの遺憾とするところであります。およそ税金問題は金銭の問題ではあります。同時に国民思想の問題であることを忘れてはなりません。税務行政の民主化が必要であると信じております。

中小企業の金融問題につきまして、第二十四条の規定は大体において了承いたすものであります。民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導といふことは、優先的融資の指導でなければならぬと思ひます。また、両建、歩留みの悪習慣をいかにして是正せられようとするのであります。市中銀行、地方銀行の中小企業融資は、中期、長期貸出制度、不動産金融の方向、また消費者金融などにつき

昭和三八年二月十九日 衆議院會議録第八号 中小企業基本法案等の趣旨説明に対する中村三之丞君の質疑

ましては、これを盛んにすべきである
と思うのであります。

次に労働大臣にお尋ねいたします。

中小企業の労使関係については、経営者と従業員とが同じ立場、同じ権利をもつて相互の問題を交渉しようとする

ことは、法的にも、また実際的にもさように進んでいると思いますが、共産主義的な絶対的労使関係や、階級闘争の労使関係は、生産性の向上と正常な社会秩序を乱すものであると信ずるものであります。(拍手)

中小企業の人手不足は、まことに深刻なるものであります。中小企業の労働力確保のため、いかなる手段を講ぜられておりますか。中小企業の従業員の労働条件の改善、労働の質的向上、中小企業のためにする技能者養成、福利厚生施設の充実などについて、いかなる対策を講ぜられておりますか。

要するに、池田内閣は、中小企業の進むべき新たな道を明らかにし、中小企業の成長、わが国の中堅階級である中小企業の向上のため、全力を注がるべきであります。

次に、日本社会党提出にかかりまする中小企業基本法案につき、提出者に質問いたします。五項目を示して、ここに提出者の御答弁をわすらわしいのであります。

第一は、日本社会党の大きな目的は、重要産業を国営とし、配給組合や消費組合をもつて商業に取ってかわら

しめ、社会主義計画経済を実現しようとするものであることは明らかであります。日本社会党案を、これをあぶり出しますならば、以上のことがまばろしとなって現われるべきものであると思うのであります。

第二は、日本社会党案の中に、「国民経済の二重構造を解消して」とあります。二重構造とは何であるか。結局するところ、賃金格差のことであり、二重構造の解消とは、賃金格差の解消であると解釈してよろしかろうと思ひます。そこで、経済の高度成長が賃金格差の拡大をもたらすか、縮小を来たすかということは、高度成長の速度と、そのときどきの労働市場の需給関係によつて異なるものであつて、一がいには言い切れませんが、池田内閣の成長経済政策は、二重構造の改善に貢献しつつあると私は信ずるのであります。

第三は、日本社会党案には、中小企業者の組織に重点が置かれ、広範な協同組合組織が規定されております。これは組織の一本化を目標とするものと見るべく、一つの拘束経済ではありま

すまいか。
第四は、日本社会党案には、金融機関の融資総額の一定割合以上が中小企業者に対して貸し付けられること、金融機関の集中融資の排除などが規定されております。これらは強度の金融統制や、場合によつては金融機関の国家

管理を意図されておるのではあるまいかと思はれるのであります。

第五は、日本社会党案はあまりにも具体的に過ぎ過ぎて、基本法としての性格にそぐわないのであります。施策の弾力的運用を妨げることになるのではないかと思ひます。

要するに、政府案は、自由経済の中にあつて中小企業を成長せしめようとし、日本社会党案は、社会主義計画経済の中にあつて中小企業を変革しようとするものであります。両者は相合せざる平行線上にありといわなければなりません。

以上に対し、政府並びに日本社会党案提出者の明快なる答弁を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

中小企業の地位に対します中村さんのお考えは、われわれと全く同様でございます。すなわち、中小企業は自由民主主義社会の中堅階級であり、産業民主主義の源泉である、これは非常に大切な言葉だと思つて、私は、あえて中村さんの言葉をここに再度申し上げまして、お考えが一致していることに敬意を払いたいと思ひます。すなわち、中小企業は、わが国におきましては各国よりも特に産業の中核でございます。この中小企業の発展こそ国家の隆盛の最大の要因である。従いま

して、われわれとしては極力中小企業の振興に努力を続けていきたいと思ひております。

なお、中小企業省の設置についての御意見でございますが、従来いろいろの意見があるのをごさいます。私は、中小企業というものは特定産業の業種をいうのではありませんから、一般の産業行政の一体的運用によつてやるべきであると、ただいまのところ考えております。従ひまして、今後におきましては、行政機構の整備とか、あるいは行政運営の改善に極力努力いたしまして、そうして今の制度のままでやつていきたいと考えております。しかし、御意見もありませんこととございまして、今後検討したいと思ひております。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇〕

○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。

中小企業に関する考え方につきましては、すでに総理から御答弁がございましたのでありますが、私も一言申し上げてみたいと思ひますことは、日本における中小企業というものは、日本の国土が非常に狭隘であつたといふこと、そこに非常にたくさん人口があつたといふことが、欧米諸国と違つた意味における日本の中小企業の姿を、今日導き出してきておるものであると考えておるのであります。そうして、この観点から考えてみまして、中

村さんが仰せになりました通り、中小企業と大企業、あるいはまた零細企業というような言葉で物を表現することはできませんけれども、われわれは、今、日本の経済の発展の過程にありまして、日本経済が発展するに従つて、中小企業の範囲というものも順次変わつていかなければならないものである、また、変わつていくことによつて、初めて大企業とともに国民経済を十分に発展さしていくことになるものであると、私は信じておるものであります。こういう観点に立つて日本の中

小企業問題を、中小企業をどういふうにして育成していったらいいかといふことを考えていくべきだと思ひるのでございまして、私は、その観点に立つてこの施策を充実して参らなければならぬと思ひます。

そこで、貿易自由化の問題についての御質問でございますが、私たちは、昨年の十月に貿易の自由化を八八%いたしました、その後の推移を見ておりまして、いわゆる中小企業に、あるいは大企業に、それほど大きな変動を与えたとは思つておりません。私たちは、こういう産業に力がついたものから自由化をしたのでありますから、当然とは考えておりますが、しかし、もし日本の中小企業に大きな影響を与えるようないわゆる輸入等が行なわれた場合には、当然、これに対して緊急調整等の措置も講ずるようになつて

おります。今後も一つ、中小企業にそういう悪影響のないように措置をいたして参りたいと存じます。

次に、景気、不景気になった場合に対する中小企業——この景気に対する中小企業の問題をどう考えるかという御質問でございますが、何と云っても中小企業の問題は、その体質改善、すなわち中小企業自体に力をつけることだと思つてございまして、しかし、政府の政策において景気の調整措置等を取ります場合には、十分中小企業を意識して、そうしてそれに悪影響のないように施策を進めて参りたいと存するものであります。

次に、中小企業に対しますところのいわゆる税金、金利等の問題でございまして、これにつきましては、中小企業それぞれ特有な面がございまして、これはむしろ大蔵大臣から御答弁を願つてはどうかと考えております。

それから、中小企業のいわゆる基準を何に求めたかということでございますが、現在の中小企業というものは、資本金一千万円、または従業員三百人というところにいたしておるのであります。経済の発展に伴いまして、三百人の従業員を持つておるような中小企業は、ほとんど全部五千万円前後の資本金と相なっておりますので、これを是正する意味において、資本金五千万円または従業員三百人と変更をいたしたわけでありまして、しかしながら、こ

れは先ほども中村さんが仰せになった通り、いわゆる大企業と中小企業は地続きなのでありますから、それをどこで切るかというところは、その場合に応じて適当に考えなければなりません。

しやくし定木にこの点を運用するつもりはないわけでございます。

次に、適正規模ということについて、いわゆる規模の適正化とは何かという御質問でございますが、これは中小企業というものが、そのやつております仕事の需要の度合いと、そしてまたその需要を満たすための生産規模との関係を十分考慮していかなければならないというところから、この文字を使つておるのでございまして、中小企業におきましては、どうしても需要が少ないのに過当競争になりがちでございまして、そういうようなことを考えまして、そういう過当競争にならないで合併とか協業化等の措置をとつていくということが必要であるという意味合いにおきまして、規模の適正化ということを申し述べておるのでございまして、また、合併を強制することになりはしないかというお話でございますが、私たちは、自由主義経済をとつておりますので、そういうような意図は持っておりません。

次に、いわゆる流通機構において、中間機構をどう考えるかというお話でございますが、もとより流通機構において、いわゆる中間機構というものは大

事な存在であります。これをよりよく育成強化していくためには、われわれは最大の注意を払つていかなければならないと考えておるわけでございます。

また、スーパーマーケット等の問題につきましましては、しばしば申し上げておるところでございますが、政府といたしまして、百貨店法、あるいは小売商業調整等の法案を通じて、詳細いたして参るつもりでありまして、詳しくことは委員会において申し述べさせていただきます。

また、小規模企業対策について、な

りわい、生業というものは、小規模事業と見るのか、社会厚生政策の対象とするのかというお話であります。これは両面から考えて見るべき問題と存じておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣(田中角榮君) 答へいたします。〕

第一の問題は、租税負担の適正化とは軽減及び調整を意味するのかという御質問でございますが、中小企業を育成強化するためでありますので、租税特別措置等を意味するものであります。

それから、第二点としましては、政策減税、なにか中小企業に対する租税特別措置の内容についてというところでございまして、また租税特別措置については、中小企業対策は不十分の

ような御発言でございましたが、産業の助成、企業の体質改善、技術振興、それから設備の近代化、及び経済上の必要性から、各種の措置がとられておることは御承知の通りでございます。

特に今回の改正におきましても、特定中小企業者の機械設備等について、五年間、三分の一増し償却制度の創設、それから中小企業近代化促進法に規定する中小企業の合併の際における清算所得課税及びその登記の登録税等についての負担の軽減、それから同族会社の留保金課税の軽減等、中小企業に対する特別措置は、以上申し上げたように、積極的に進めたい、かつ、将来も行なう方針をとつておることを御理解賜わりたいと存じます。

それから次は、中小企業に対する税務行政について、行き過ぎはないか、また、税務行政の民主化の必要性についての御発言でございますが、御趣旨の通り尊重して参りたいと存じます。

税務行政は適正な調査によつて事実関係を明らかにし、税法を正しく適用することによつて初めて法の期待する負担の公平がはかれるのでございまして、権力的になつたり、行き過ぎになるようなことは、当然成るべきではありません。このようなことのないように、従来十分配慮をいたしておるのであります。また、税務行政の民主化の必要性については、今後ともこのような批判の起こらないように、十分注意して参りたいと存じます。

それから次は、市中銀行、地方銀行等の中小企業金融についての御発言でございますが、特に二十四条の融資の指導という面についての御質問、両建、歩積の排除、それから中期、長期の安定的金融、それから消費者金融の問題、不動産金融の問題、中小企業については無担保信用貸しを前提とすべきであるというお説でございますが、特にこのような問題につきましては、予算委員会を通じて申し上げております通り、格別な処置を在来もとつておりますし、本法制定の後においても、できるだけお説のような方向に向つて、金融の確保に資して参りたいと考えています。

なお最後に、いわゆるタイム・ローンの方向について指導すべきであるというお話でございましたが、地方銀行等については、このような運用をいたしておることは御承知の通りでございます。なお、地方開発等新しい要請もありますので、地方金融機関等がこの種の長期安定的な、また賦返済方式による長期金融の道を開いていくことについては、政府も賛成をいたすとともに、これが方向について指導をいたしていく予定でございます。

なお金利の問題につきましては、中小企業の金利負担がいかに中小企業の育成強化に障害になっておるかという

昭和三十三年二月十九日 衆議院會議録第八号 中小企業基本法案等の趣旨説明に対する中村三之丞君の質疑

ことに對しては、政府も十分承知をいたしておいて、これが適正な金利の確保について、金利の引き下げについて種々考究し、適切な処置をとって参りたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕

○國務大臣(大橋武夫君) 第一に中小企業の労使関係についてでございますが、およそ労使関係のあり方は、労使相互の信頼の上に立ちまして相協力し、話し合いによって諸問題を処理することによって円滑に運営されるのであります。ことに経営基盤の脆弱な中小企業にありましては、このことが強く要請されることはもちろんであります。従つて、労働組合が、階級闘争主義に立つて、政治的イデオロギーのみにとられ、力によるいたずらな闘争を強調するとか、あるいは逆に使用者が、労働組合をいたずらに厄介者扱いしたりするといふようなことがありますと、労使共倒れの結果を招くおそれがございます。従つて、使用者は、労務管理の改善に意を注ぐ必要がある反面、労働組合においても、企業の実情をよく認識し、話し合いによって問題の解決をはかり、労使相携えて生産性の向上と労働条件の向上に努力することが労使双方の繁栄をもたらしゆえんであると考える次第でございます。

は、大企業に比べて求人難の現象が目立っております。政府としては、このような事態にかんがみまして、新規学校卒業生に對しては、その需給が地域的に片寄らないよう、その調整に努力しながら、特に中小企業には、集団求人方式によりまして求人条件の向上をはかり、また労務管理の改善、福利厚生施設の拡充等、受け入れ態勢の整備に關する指導、及び雇用促進事業団による施設の設置または整備に要する資金の貸付等を行なっております。このほか、中小企業の若年労働者對象とする求人のうち、中高年令層に適した職種につきましては、中高年令層求職者を採用するよう求人者に勧奨をいたしておるところであります。なお、中小企業においては、就職した者の離職率が高いので、新規採用者の定着を促進するため、中小企業に就職した者に対して重点的に就職後の指導をも行なうようにいたしておるのであります。特に技能労働者の不足に對しましては、事業内職業訓練の実施促進について共同職業訓練方式の普及に努力をいたし、これに要する運営費または施設費について補助金を交付することによりましております。

報及び資料の提供等、事業主に對する援助を強化いたして参りたい。第二には、定着性向上のため、就職前後における労働者に対する指導を強化いたしたい。第三には、集団求人方式を今後とも推進、拡充したいと思つております。第四には、事業内共同職業訓練の助成、振興。第五には、必要な労働力の充足のための労働者住宅、福祉施設、事業内職業訓練施設の整備等に要する資金につきまして、融資制度の利用をいたし、積極的に推進して参りたいと思つております。

第三に、その他の労務の問題でございますが、中小企業が国民経済に對して果たす役割の重要性にもかかわらず、中小企業は賃金その他の労働条件、技能水準、福利厚生施設等の諸点において、大企業と比較してなおかなりの格差が見受けられます。労働省としては、かかる現状にかんがみ、かねてから中小企業の労働条件、格差等を縮小し、中小企業労働者の福祉の向上をはかりますため、諸般の対策を講じて参つております。今後ともこれらの施策を進めて参りますとともに、特に技能者の養成、確保につきまして努力をし、さらに福利厚生面の面につきましても一そうの力をいたして参りたいと思つております。

以上、簡単にございますが、お答えいたします。(拍手)

〔田中武夫君登壇〕

○田中武夫君 中村さんの私に對する質問は五點であつたと思ひます。御要望の通り明確に御答弁申し上げます。その第一點は、社会党は重要産業を国営化し、そつして商業をなくするのではないかと、こつういふ點であつたと思ひますが、わが党は、重要基幹産業、たとえば電気、石炭、原子力等の公營化政策はすでに発表いたしました。しかしながら、商業をなくするとか、小売を制限するとかいふたような考え方は、いまだかつて一度も発表したことはいません。もし、中村さんがわが党基本法案をお持ちでございましたら、第四章第二節の「商業に關する施策」の點を見ていただきたいと思ひます。そこには五條にわたつて、商業に關する施策の目標、商品の流通秩序の維持、大規模事業者の進出に對する抑制措置等々を規定いたしております。このように事ここまかに商業、ことに小売商に對して規定をいたしておりますのがわが党提出の中小企業基本法案でございます。それに対し、政府案はたつた一條しか入れておりません。社会党こそ常に商業、ことに小売商のことを一番真剣に考へておることを御了解願ひたいと存じます。せつかくあぶり出していただいたのですが、何にも出なくて大へん氣の毒に思ひます。

その第二點は、国民経済の二重構造に對してだつたと思ひます。中村さんは、経済の二重構造は、結局は賃金格差の問題ではないかと、こつういふように理解しておられるようでございますが、国民経済の二重構造といふようなことは、そんな単純なものではございません。これを初めてわが党は法律用語として取り入れたのであります。その定義は、先進国の産業経済の状態と後進国の産業経済の状態が、日本の産業経済の中に同居しておる、そのために国民の各階層の中に大きな断層ができておる、このことを解消する、こつういふようにいつておるのであります。従ひまして、中小企業政策の基本的な問題は、根本的なものは、この大企業、中小企業の間にある規模、設備、生産性、こつういふ格差はなくしていつて、そつうして今申しましたような先進国の経済状態のような大企業と、後進国の産業状態のような中小企業を一緒にしていく、これを解消していくことがその根本でなくてはならないと思ひます。

また中村さんは、池田内閣の高度経済成長計画がこの格差を正に貢獻しておるのではないかと、こつういふことをいわれましたが、とんでもないことであります。自顧自賛もいふところで、池田政策で大きくなつたものは大企業であり、独占であります。親企業であります。中小企業、下請は常にそのしわ寄せを食つて、ますますその格差が広がつておることは国民がよく知つております。さらに政府は、先ほど申しましたように、貿易の自由化を口実に

して国際競争力強化法というようなるものを考へて、ますますその格差を広げようとしておるじやありませんか。そのことは國民が一番よく知つております。

第三点は、中小企業の組織についてであります。われわれは、先ほど申しましたように、中小企業の組織を協同組合方式に一元化していきうという考え方は、すでに説明を申しました通りであります。わが党は、中小企業が喜んで入ることができるような協同組合をつくつていく、そして、その協同組合は、自主性、民主性を持つてやつていく、という考えでおりますので、わが党案十号二号には、その加盟脱退を自由にしておりますが、自民党の諸君は、中小企業団体に対して強制加盟を考へておられます。このことこそが、むしろ権力的拘束経済ではないかと思ふのであります。

第四点は、わが党案の第四十九条及び五十条の規定が金融統制ではないか、こういうことでありますが、現在御承知のように、大銀行は大企業にのみ融資をいたしております。系列融資を強化いたしております。そして中小企業には金を貸そうとはしてないのであります。先ほど来申し上げておりますように、國民経済の重要な役割を果たしてある中小企業に対して、まず第一に行政措置で中小企業の金融のワツをつくつていく、それができなければ

立法もやむを得ないであらうというような考え方であります。決してこれは金融統制でもなく、また憲法二十九条に反するものでもありません。

次に第五点でございますが、社会党案は具體的過ぎるのではないかと、こういうことですが、そうではなくて、政府案があまりにも抽象的かつ宣旨的であります。いかに基本法とは申せ、その行なわんとする基本的な態度を明確に示して、それから具體的なことを付属法に持つていくのがならわしでございます。従つて、わが党の基本法こそ、ちようどいいところであつて、上々のものであると確信をいたしております。

最後に、中村さんに申し上げますが、孫子の兵法ではございせんが、相手をよく知るといふ意味において、わが党の綱領を一度ごらんいただきたかと思ひます。その綱領には、日本社会党は、労働者、農民、中小企業者、自由業者の結合が大事であると宣言をいたしておるのであります。従つて、中小企業をなくするとか、中小企業をどうするとかいうようなことは、この綱領を讀んでいただくならば、中村さんの御疑問の大半は氷解するであらうと考えます。

以上をもちまして、御答弁を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 中村重光君。

〔中村重光君登壇〕

○中村重光君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました政府提案の中小企業基本法案に対して、若干の質問を試みたいと存じます。

具體的な内容の質問に入ります前に、池田総理に一言お伺いをいたしました。と存じますのは、第四十回国会におきまして、自由民主党から同様の基本法案が提案されました。その際、私は、なぜに政府提案にできなかったかというところをお尋ねいたしましたところ、池田総理並びに当時の佐藤通産大臣は、関連法案の整備ができなかった、従つて関連の法案を整備してつづばな法案として提案をする、こういうお答えであつたのであります。なるほど、政府から基本法の提案は行なわれませんでした。しかし、中小企業政策の基本的、きわめて重要な関連法案である組織法案が提案されてないということ、組織法は複雑多岐にわたつて、地域におきましては、いわゆる事業目的が重なり合つておりますために、ともすると組合運営上の障害要因となつてゐるのであります。そのように大切な組織法案を同時提案をしなかつたというところは、全く不可解であり、了解できないのであります。私は、この点に對しましては、池田内閣の中小企業政

策に対する熱意が欠け失つてゐると断定しても差しつかえないと思ふのであります。(拍手)この点に對する池田総理並びに福田通産大臣の責任ある明確な答弁を求めたいと存するのであります。

次に、基本法の内容について御質問申し上げます。具體的な税制の問題、金融上の問題は、委員会におきまして詳細お尋ねをいたしたいと存じます。

まず最初に、わが国の中小企業問題を基本的にとり認識しておられるのか、政府の考へ方をお尋ねしたいのであります。わが国の特殊な中小企業問題の中でも特に大きな問題の一つは、大企業からの圧迫、大企業の不当独占並びに政府の大企業偏重の政策にあるのであります。従つて、これを是正し、中小企業に大企業と対等の地位を確保するための基本政策を明らかにすることが、中小企業基本法案の重要な課題であるにもかかわらず、この点について政府案はいたずらに産業構造の高度化、産業の国際競争力の強化を強調するのみで、大企業の不当独占を排除する明確な方針を示していないのはまことに遺憾であります。そればかりではありません。中小企業者の努力を法文にわざわざうたつて、相互の過当競争防止にその焦点をそらしているのではありません。今日、中小企業は生き

るか死ぬかの努力をいたしているのではありません。その努力が報いられていないのは、中小企業者の罪ではありません。ゆがめられた政府の施策にこそ根本の原因があるのであります。この点について政府の所信を承りたいと存じます。

次に、基本法全体にわたる問題として指摘したいことは、基本法の名に値しないきわめて抽象的宣旨規定にすぎないということでございます。従つて、具體的な施策の説明がなければ、一体この基本法が現実にとり中小企業者のためになるのか、全く不明であります。この観点から、以下数点について具體的な施策を承りたいと存じます。

その第一は、私は、第四十回国会に提案された自由民主党案に對しまして、基本法案にふさわしくない、内容の乏しい、全く参議院選挙対策法案なことを指摘しました。このたびの政府案は、条項こそ自民案より加条されてゐるとは申しながら、その内容に目を向けてみますと、重要な点が削除されておまして、むしろ後退してゐるのであります。ことに見のがすことのできないのは、資本力が弱く、自己の努力によつて立ち上ることが困難なる零細企業の切り捨てが用意されてゐるということであり、従つて、中小企業諸団体が、これは中小企業者のための振興法ではない、中小企業の整理法であり、首切り法案であると非難いたしておりますのは、けだし当然

然であると申し上げなければなりません。具体的に指摘いたしますと、日本経済の中にある慢性的病根を政府みずからの責任によつて根治させようという取り組みがなく、先ほども指摘しましたように、中小企業者に対し、みずからの努力を訓示し、過度の競争は、単に中小企業の組織を整備することによつて防止するというのがごとき、全く政府の責任を回避しようとする態度であります。ことに、大企業偏重政策の陰に苦しみ続けている中小企業者が、基本法制定に対して大きな期待を持っておりますのは、中小企業者の設置、中小企業調整委員会の組織による中小企業者と大規模事業者あるいはその他の諸団体の商行為との間に生ずる紛争の調整を早急に確立することにあつたのであります。政府案にこうした政策が取り入れられなかったことは、中小企業者の期待を裏切るだけでなく、中小企業政策上の重要問題よりの逃避であります。これらの点に対して、この際総理の考え方を明らかにしていただきたいのであります。なお、同時に社会党案の考え方も伺つておきたいと存じます。

第二にお尋ねしたいのは、中小企業の範囲拡大に対する考え方についてであります。本法律案は、中小企業の範囲を一挙に五千万円に拡大されましたが、これはどのような見解によるものでありま

しょうか。また、社会党案は、常時使用する従業員の数が三百人以下のものであり、かつ、会社にあつては、資本の額または出資の総額が三千万円以下と定義いたしました。資本金と従業員の数と二つのしりばりがかかつているのであります。政府案は、常時使用する従業員が三百人以下であれば、資本金は五千万円以上、一億円であつても、中小企業者の範疇に入るのか、この点についての見解をお聞かせ願いたいと存じます。

従来、政府の中小企業政策は、上位の中小企業に施策の重点が置かれ、小規模企業、なかんずく零細企業には恩恵がほとんど及んでいないため、きわめて困窮した生活状態にあるのであります。政府案は、小規模企業に対して触れてはおりますけれども、どのようにして自立させようとするのか、その道筋を明らかにいたしておきません。きわめてあいまいな表現をもつて粉飾いたしておるにすぎないのであります。一方、中規模企業に對しましては、小規模企業政策と全く対照的に、企業資本の充実をはかるために、中小企業投資機関の整備、租税負担の適正化など、必要な施策を講ずることを明記し、具体的には、政府出資による投資育成会社を設置して、これら中企業が株式第二市場に上場し得る資本金一億円以上の会社になるまでめんどうを見てやる、さらに租税特別措置法の適

用による特別償却減税による資本の充実など、全く至れり尽くせりの施策を講ずるとしてゐるのであります。大多数の小規模企業の育成にこそ重点を置くべきにもかかわらず、少数の中規模企業の強化にのみ資するといふ、不均衡にして不合理な本法案は、国民ひとしく了解し得ないところであらうと存じます。総理並びに通産大臣の答弁、さらに、社会党案の勤労事業に對しましては、先ほど御説明がございましたが、いさしく見解を承つておきたいと思ひます。

第三に、企業規模の適正化について、企業の合併、共同出資などを奨励し、これについて金融、税制面で優遇措置を講ずる、特に特定業種については、政府が適正規模を定めこれを公表することとしてゐるようでありまして、これは相當に強制的色彩が濃いようであります。極端に言へば、官僚統制色を濃厚に打ち出したものと見られるやうであります。問題は、政府の方針に乗り得るものだけが優遇され、乗り得ないものは取り残されることにならる。このことを端的に指摘しますならば、大企業の利益を守るために、企業規模の適正化の名のもとに、中堅企業を育て上げ、大企業の利潤だけを確保する、それとともにそれら少数の中堅企業だけの自立をはかつてやる、しかし、足手まといとして零細企業の大多数を切り捨て、労働市

場に投入して低賃金のとりでにしよという意図が露骨に感じられるのであります。この点いかがでありましょう、明瞭にお答え願ひたいのであります。農業基本法で構想された百万戸の自立経営農家の育成、六割農民切り捨ての思想と全く同じであると思ひのであります。日ごろ日の当たらない不遇な条件のもとに、国民経済の発展と国民生活の安定に貢献してこられたこれら企業に従事者に報いるに、それが資本主義の持つ矛盾とは申しながら、あまりにも冷酷な措置であると申さざるを得ないのであります。排除する企業に對していかなる具体策を講じようとしておられるのか、総理大臣より責任ある答弁を求めたいのであります。また、深刻な雇用問題が予想されるが、労働大臣の見解をも承つておきたいと存じます。

第四に、産業構造上の中小企業の確立についてお伺ひいたします。わが国経済において中小企業の占める地位は、就業人口、生産額、流通機構のうちにあつて、その大部分にわたる産業構造上重要な役割を果たしているのであります。特に第二次加工産業における中小企業のウェイトはきわめて高いのであります。近年これらの分野にも大企業の進出がきわめて著しいのであります。このため、中小企業にあってはおのずと過度の競争が発生しているのであります。かてて加え

て、大企業への集中融資、中小企業には系列融資、選別融資の強化、貸出金利の引き上げ、歩積み、再建などの拘束預金の増大など、中小企業の自主独立の健全な経営を困難たらしめていくことは、ここに私があらためて指摘するまでもありません。このような立場に置かれてゐる中小企業の経営の安定をはかるためには、資本の充実、労働力の確保、取引市場の秩序ある中小企業の事業分野を確保し、大企業の進出を規制すること以外には私は断じてないと思ひのであります。第四十回国会に提出された自民党案には、これについて抽象的ではあるが一応触れていたのであります。今回の政府案では、それがさらに大きく後退し、このような中小企業に関する基本問題さえも回避するに至つたのは、大企業の利益擁護を施策の中心とする政府・自民党の本質とは申しながら、中小企業の期待を裏切ることにはなほだしいといわなければなりません。(拍手)先進諸国にも中小企業はあります。しかし、そこでは中小企業問題は存在しないといわれているように、中小企業は、大企業のそれに劣らない、高い資金と生産性を實現し得る、合理的な活動分野が確保されているのであります。この際、総理は、中小企業の事業分野を確保する問題について明確にお答え願ひたいのであります。

最後にお尋ねしたいことは、商業政策についてであります。

従来の中小企業政策は、むしろ中小工業政策ともいふべきものでありまして、とかく工業に偏し、商業政策は欠除していたのであります。このため、今日流通秩序は混乱し、百貨店、スーパーマーケットなど大資本の不当進出、メーカー、卸業者の小売部門への進出などによって、一般小売業者はその生存まで脅かされて、今や社会問題化しつつあるのであります。しかるに政府の基本法案は、この重要な流通秩序を適正に確立する問題について明確に示していないのであります。現行百貨店法、小売商業調整法が、今日のスーパーマーケットなど大資本の進出に対し、全く無力である現状を直視し、基本法の中で商業政策に關し明確な基本方針を示すべきであると私は思うのであります。この際、政府の商業政策についての基本的な考え方を示していただきたいのであります。

私は、以上、限られた時間のうちに、不十分でありましたが、政府提出案の問題点を指摘して参りました。中小企業の問題は古くて新しい問題であるともいわれます。また、中小企業に對しては、その場その場の対策はあるけれども政策はないという痛烈な指摘をも、池田総理並びに政府閣僚、自民党は耳にいたしておると存するのであります。しかし、このたび提出されて

おります中小企業基本法案をもちましては、断じて中小企業の発展、大企業と中小企業との生活水準を同じくするということとは、とうてい期待できないのであります。(拍手)

以上、私が指摘いたしました数点に對し、池田総理並びに福田通産大臣、あるいは労働大臣、さらに社会党代表の誠意ある答弁を要求いたしましたので、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

第四十回国会に提案しなかつたのは、まだ政府が中小企業基本法自体、並びに関係法令につきまじの結論が出なかつたからでございます。しこうして今回は中小企業基本法案、並びに協同組合あるいは商工組合その他の関係法案の改正をいたしまして、万全の措置をとり得ることになりましたので提案いたしましたのであります。そして、どうもお話を聞いてみますと、中小企業と大企業とは相反目し、敵対のような関係にある先入主を持つておられるのじやございませうか。日本の経済というのは、大企業も中小企業もお互いに協力し合つてこそ、各界のあれがあるのであります。私は労働問題における、いわゆる階級闘争、こういう関係で大企業と中小企業をお考えになったならば、中小企業は大へん迷惑すると思ひます。経済は一体となつていくこ

とを前提にお考えいただいたならば、御質問のその他の点もほとんど解決つくとおもうのであります。われわれは、上位の中小企業を助けるということもさることながら、それ以上に小規模業者に對しまして、こまかな注意をいたしておるのであります。具体的問題につきまじは各省大臣よりお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇〕
○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。

この法案の中に組織法を入れたかたかといふことでございますが、これは商工組合とか、協同組合等の諸種の法案がございします。そしてその法案においてそれぞれ今後なすべきことをいたして参る、改正すべきものは改正するといふような措置をとれば、それでよいと考えましたので、特にこれは入れておりません。しかし、決して組織の問題を軽視しておるわけではないのであります。

次に、二重構造の解消の問題に關連いたしまして、内閣の政策によつてこゝろより中小企業が非常に悪影響を受けておるようなお話をございします。が、私たちは、日本経済が急速に発展をしていく段階においてどうしても必ずみができる問題もある、そのひずみは是正していくことが中小企業問題の一つの大きな解決点である、こゝろより

観点からこの問題を見ておるのであります。

次にまた、中小企業の切り捨てといふことをよく仰せになります。が、われわれは、国民全体に對して政策をやつていくという考え方に基づいて政治をやつておるのでございまして、断じて、中小企業を切り捨てるとか、あるいはまた、零細企業だからほうっておくといふような考え方はございしません。

また、中小企業の範囲については、私が先ほども申し上げました通り、五千万円または三百人としておりますが、社会党の案とは相違しておりますが、経済の規模が拡大するに従つて、だんだんと中小企業といふものの定義も変わつていくのだと私は思ふのでございします。こゝろ意味合いにおいて、現段階においては、私たちは、われわれが提案しておりますところの規模が最も適當であると考えておるものでございします。

次に、小企業につき、また零細企業について何ら考慮が払われてないといふことを仰せになります。が、今回の法案は七章をもつて編成されておりますけれども、その第四章におきまして、その一章をさして「小規模企業」いわゆる零細企業に對する条文をちゃんと入れておるわけをございまして、私たちは、決してこれを軽視するような法案

を提出はいたしておりません。(一章と言つたつて「一条しかない」と呼ぶ者あり) 一カ条でもつけようであります。明瞭に書いてあればいいのでございまして、一カ条だからいけないとか、二カ条書いてあればいいとかといふものではないだろうと私は思ふのであります。

さらにまた、規模の適正化の問題でございしますが、規模の適正化ということにつきましては、これを公表するといふことにすると、こゝろものはこれくらいがいいんだといふことにするといふと、それは切り捨てになるではないかといふことを御心配のようでございますが、しかし、中小企業に對して、その事業に對してどれだけの需要があるか、そしてその需要を満たすにはどれくらいの生産をしたらいいか、また、それに従事しておるところの人たちはどれだけおるかといふようなことを明らかにすることによつて、中小企業者が自発的に自分の企業をどうしていったらいいかといふことを考えつゝわけであり、それによつて中小企業が今後大いに発展し得る余地があるのではありませんから、そゝろものを発表したらいかぬといふのは、これはどういふ御趣旨で御質問があつたか、いささか解しかねることでございます。次に、中小企業の分野の確保でございしますが、御承知のように、中小企業

と大企業との関係は、すでに總理からお答えがございましたが、私をしてもう一つ補充させていただきますならば、中小企業のうちには、大企業と全然関係のないものもございます。一部分が競合してあるものもございます。そして全部が競合する関係にあるものと、この三つに分けて考えてみたらいいと思うのであります。しからば、その前の、関係のないものについては、それ相応の適當なる措置をとればよろしい、一部関係についてはこれに應じて考へるのであります。御質問の趣旨は、全面関係にあるものにおいて大いにしわ寄せが下請にきやしないかというお考えかと思うのでございますけれども、私たちは、そういう問題につきましても、例の下請企業に関する問題等々を通じて、今後大いにそういう関係も調整するような意味において、この法案が制定されておるといふことを御理解願いたいと思うのであります。

欧米の例を引いてお話がございましたが、すべて経済はその国その国特有の実情があるのでございまして、自然的环境が相違しておることを無視して政策を論ずるわけにはいかないと存するのでございます。

なお、商業政策に関しましては、すでに私たちは非常に重視しております、第十四条において特に商業政策の

問題を取り上げておりますので、この点は委員会等において十分、一つ御説明をさせていただきますと存するのであります。(拍手)

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕

○國務大臣(大橋武夫君) ただいまの御質問は、この法案の実施によつて零細企業の切り捨てが行なわれて離職者が出るのではないかと御質問でございまして、ただいま通産大臣からお答えを申し上げましたごとく、内閣提出の中小企業基本法案というものは、さういふ切り捨てをねらつたものではございません。政府といたしましては、この法案の実施に際しましては、第十六条に「中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業訓練及び職業紹介の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。」かように規定いたしてあるのでございまして、この趣旨に従ひまして労働政策の充実を期したいと思っております。(拍手)

〔田中武夫君登壇〕

○田中武夫君 中村君の私に対する御質問は二点だつたと思ひます。その第一点は、中小企業者と大規模事業者との間における紛争の調整についてどのように規定しておるか、こういう点であつたと思ひます。この点が実は政府案と大いに違ひ一つであります。

す。政府はただいま中小企業基本法を提出いたしておりますが、先ほど中村君御指摘のように、中小企業の組織をどうするか、そういうことには全然触れていない。従つて、現在の中小企業の各組織の上に立つていゝと思ひます。そのするならば、組合に交渉権を与えておきますが、その交渉が成立しなくて紛争になつたときどうするか、何ら規定がありません。従つて、これはしり切れトンボの規定でございまして。

そこでわれわれは、特に第八章に、「中小企業者と大規模事業者等との間の紛争の調整」という項を設けまして、そこに詳しくあげておりますが、一口に申し上げますならば、労働争議に労働委員会があるように、中小企業と大企業、あるいは中小企業間等において紛争があるときに、これをあつせん、調停、裁定するために、ちようど労働争議における労働委員会と同じような独立した行政委員会である中小企業調整委員会を設けまして、そこで、先ほど申しましたように、あつせん、調停そして裁定までやる、こういうふうにいたしまして、中小企業団体の交渉権をほんとうに実のあるものとして守つていくことを考えておるのであります。

この際、一言誤解を解くために申し上げておきますが、わが法案六十三条の第四号には、「一般消費者に対する

販賣事業に關し」云々と規定いたしております。これはいつも問題になりましてところの生協、農協等の員外活動、それらがそれぞれの法律によつて定められた活動を規制するといふことを考えていない、これが一般消費といふ言葉で表わしてゐることを御了解願いたいと思ひます。

次に、零細企業についてであります。わが法案の九条第二項を見ていただきますとわかりますように、中小企業の中でも比較的大きないわゆる企業性の強いところと、その店主あるいは経営者が若干の従業員とともにまづ黒になつて前かけをかけ、手に汗をして働いておる企業、これを區別いたしまして、製造業にありましてはおおむね十人を常時使用するもの、かつ、資本の額が百万円、商業、サービス業にありましては、従業員の数はおおむね三人、こゝろに區別いたしまして、さらに中小企業、すなわち、わが党でいうところの勤労事業者のために一章を設けて、特別な規定をいたしてあり、きめこまかな策を立てております。先ほど總理並びに通産大臣が、特に政府案でも、小規模事業について配意をいたしておるような御答弁がございましたが、御承知のように、二十三条にただ一条だけ、中小企業すなわちそのうちの小規模事業について定義を下してただあります。従つて、この零細企業、わが党でいうところ

の勤労事業に対して、わが党がこまかに規定をし、たとえば金銭の面におきましても比較的大きなところを持つていかなれないように、勤労事業者のための別ワケを、税制を立てたい、そゝういつた考へ方でおることを御了解願いたいと思ひます。

以上をもつて、御答弁を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 次に、井堀繁男君。

〔井堀繁男君登壇〕

○井堀繁男君 私は、民主社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました中小企業基本法について、政府案並びに社会党案、両案に対して質問をいたさんとするものであります。

わが民主社会党は、昨年の六月にわが国初めての中小企業基本法の起草をいたしまして公表をいたしましたところ、その後社会党案、自民党案、そして今日政府案が、相次いで提出されるに至つたのであります。まことに御同慶にたえない次第でございまして。

(拍手)

わが法案はすでに衆議院を通しまして提案済みであります。私は、この立場から總理並びに關係閣僚、社会党に御質問を申し上げたいと存じます。まず總理に、政府案の基本理念について二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

政府案の前文に、企業間に生産性などの著しい格差が存在することを認め、続いて、これが中小企業の経営の安定と従業員の生活水準の向上に大きな制約となりつつあると、きわめて率直に中小企業の現状を確認し、たしおるのであります。この点では、わが党も全く同じ認識を持つのであります。そこで、この中小企業の存在条件をこのように不利に陥れております原因それ自身が問題であるのであります。その原因は言うまでもなく、歴代内閣がとり来たりました大企業本位の経済政策が、企業間の格差を著しく増大しつつあるとともに、中小企業の安定的発展を阻害しているのであります。そのもとに従業員しております従業員は多くは、生活向上に非常な圧迫をこうむることとなっておりますのであります。特に、池田内閣が所得増進政策を推進するようになりましてから、大企業の設備投資競争が激しくなり、それがこの格差をますます増大する結果になっておるのであります。この決定的な原因について、私どもは断固として究明をしなければならぬと思うのであります。この点に對する總理大臣の所見をまず伺っておきたいと思ひます。

第二の問題は、政府は本案を通じて、中小企業助成を唱えておるのでありますけれども、他方では、すでに新聞紙上でも喧伝されておりますように、国際競争力強化法をこの際提案されようとしておるのであります。が、もし、このような特定業者のための大幅な国家の助成を施策とする法案が提案されるといふことは、中小企業の保護をいたしますならば、中小企業の保護をいたします一つの防壁になっておられます独占禁止法に對する問題が発生するのであります。すなわち、独占禁止法の適用を除外してこれらの特殊業者を保護いたしますことは、結果において中小企業に對する圧迫となつてくることは必然であります。私は、この機会に独占禁止法の厳守を希望するものであります。が、總理大臣はこの点に對していかなる見解を持つておいでになるか。また、いわゆる国際競争力強化法について、御提案をなされる御意思が如何になるかどうかを伺つておきたいと思ひます。

第三は、わが国の中小企業者のうちで約九〇％を占めます者が、いわゆる小規模企業者であります。従いまして、この基本法は、小規模企業者の保護に重点が置かれなければならないのであります。こゝに立脚から、政府提案をされております本案は、もちろん、これに關係をいたします法案を検討いたしますと、中小企業基本法の中で、小規模企業に對する配慮といふものは全くないと言つていい状態であるのであります。私は、政府案の前文で、特に小規模企業に對し適切な配慮を加えると述べて、第四章第二十三条におきまして、これら小規模企業に對し、法の規定する国の施策を講ずるにあつては、特に必要な考慮を払ふと規定してあるものであります。が、本法の関連法規を拜見いたしますと、その五法案のいずれも、中規模以上の企業に對象が置かれまして、小規模企業に對する政策は一つだけ見ることができないのであります。であるといふと、世にいう羊頭を掲げて狗肉を売る、その結果をわれわれはおそれるのであります。政府は何ゆゑに小規模企業のための法案を用意いたさなかつたのであるかについて伺つてみたいと思ひます。

わが党の調査で申し上げますと、関連法案並びに關係いたします行政措置は、少なくとも六十四項目程度を必要とすると考えております。政府は、本法案の実施にあたりまして、必要な關係法案並びに關係施策について、この機会に全貌を明らかにする義務があると思ひますが、その用意があるかどうかを伺つておきたいと思ひます。

第五は、政府案はその前文の中に、業者の自主的努力を助長するといふのであります。が、肝心の中小企業の組織について、何らの規定も設けられていないのであります。この点は、わが党案と比べましていかに納得しがたい点でありまして、少なくとも中小企業者の協業のための基本組織といふものは、一業種ごとに全国単一の同業組合を結集することが最も望ましいと思ひますが、この点に對する政府の見解を伺つておきたいと思ひます。

第六は、生産及び取引面における中小企業者と大企業者との調整措置であります。それから中小企業者に對する優先融資の問題、そして中小企業の産業分野を確保する、この三つの点について政府案は全く触れていないのであります。これは申し上げるまでもなく、中小企業政策の三本の親柱であるといふべきであります。こゝに点について私は特にこの機会にお尋ねをいたしたいのは、かつて自民党案として提案をされました中には、本日閣僚の地位にありまします田中、福田両氏もそれに記名をいたしておりますことは申すまでもありません。しかるに、この自民党案の第三条と第十二条三項で、前述の二項目の問題に言及をいたしておるのであります。これを政府案では全く削りつておるのであります。私は、この辺のいきさつは不可思議にたえないのであります。この点に對する経過を伺つておきたいと思ひます。

第七は、小規模企業に對する対策であります。これは特に問題でありまします健康保険、失業保険あるいは労災、厚生年金などの社会保険の完全適用が喫緊な問題になっておると思ひます。

次は、中小企業政策の中で今日最も重要な地位を占めつつありますものに、労働対策を取り上げなければならぬと思ひます。政府案によりまして、労働力の供給の不足は、中小企業の経済的社会的存立の基盤を大きく変化させようとして規定しておるのであります。こゝに規定がなされておるにもかかわらず、具体的には何一つ見ることができません。わが党は、特にこの点を重視いたしまして、労働力の確保をいたしますための積極措置はもちろん、労働諸条件の改善向上につきまして特段の意を払つておるのであります。

そこで、政府に具体的な点をお伺ひいたしますが、本法実施にあたり

まして、次の諸点について具体的方針をお尋ねいたしておきたいと思ひます。

その一つは、業者間協定を主軸としたしする現行最低賃金法は、すでに行き詰まつておるのでありまして、これを改正いたしまして、最低賃金審議会による最低賃金の決定を促進すべきではないかと思ひますが、この点に対する所見を伺つておきたいと思ひます。

二は、中小企業の共同の福祉施設を国が積極的に特別の助成措置を講じてその強化をはかるべき時期にあると思ひますが、政府の考えはいかがでございましょうか。

三は、国は、中小企業従業員の技術の修得とその素質の向上をはかりますための特別の教育訓練について措置を講ずる必要に迫られると思ひますが、この点に対する御用意はいかがでございましょうか。

四は、この問題ときわめて深い関連を持ちますものに、家内労働者の問題が取り上げられなければなりません。家内労働に対する特別の保護立法というものが当然用意されなければならぬと思ひますが、この点に対する政府の見解を伺つておきたいと思ひます。

最後に、

中小企業の安定と振興を確保いたしますためには、以上のようにな国内法の充実をはかりますとともに、国際経済に対する十分の措置がなされなければならぬと思ひのであります。申し上げるまでもなく、国際経済の現状というものは、大きく日本の経済に圧力を加えることは当然であります。そこでわが党は、単に国内的な対策を立てるのみではなく、万全を期せんとするならば、この国際的な情勢にこたえる対策が必要であると思ひのであります。特に、眼前に展開されておりますアメリカ巨大資本が日本のスーパーマーケットに対する大きな資本の導入を意図しておる点であります。非常な脅威を中小商工業者に及ぼしておりますことは申すまでもありません。

さらに、最近の米政府の綿製品輸入規制問題については、どうしても一言言及し、お伺いしなければならぬ問題であります。昨日米國大使が、綿製品輸入規制に關して行ないました申し入れは、わが國綿製品が米國市場を攪乱したとの理由に基づくものであつて、米國のかかる判定はきわめてわれわれは不当なものであると思ひのであります。

りますが、もし、これが実施されるようになりますれば、従来の中小企業の対米輸出実績に對しまして大打撃を与えることは火を見るよりも明らかであります。われわれは、この事実を断じて容認することはできません。のみならず、これに対する政府の適切な対策をぜひ要求いたしたいと思ひのであります。われわれは、かかる米國側の態度は、日米關係に重大な影響をもたらしますことを深く憂慮いたします。

とともに、この際、政府は、中小企業保護の立場から、米政府に對して、かかる規制を撤回するよう申し入れを行なうべきであると思ひのであります。この点に對して特に總理大臣の決意を伺つておきたいと存する次第であります。

最後に、社会党案について一言お伺いをいたしたいと思ひます。社会党案は、申し上げるまでもなく、故人となりました水谷長三郎先生の主宰して立案いたしました政策を骨子として起草されたものであると存じますが、この点ではわが党案に多くの類似点を持つておりますので、多くお尋ねする要はないかと思ひますが、ただ一点だけお伺いをしてみたいと思ひます。

のは、社会党案の中での組織の問題であります。

社会党案は、第二章に、組織規定を明らかにし、関連法規として中小企業組織法案を通じて、協同組合を基本組織とする組織を提起いたしておるのであります。これは協同組合を中心にして調整事業を行なわせようとしておるのであります。言うまでもなく、この協同組合の持つ本質は、脱退、加盟自由の原則を貫いておるのであります。から、アウトサイダーなどに対する調整というものは、全く無力なものであるのであります。私も、このようにな協同組合を基本とする組織では、今日の中小企業の保護組織とはなり得ない、中小企業の協力的な力を育成することにはなり得ないと思ひのであります。したが、この点に對する社会党の見解を伺つておきたいと思ひます。

私は質問を終わりますにあたりまして、本法案が真に中小企業のための基本的な保護法案となりますよう、また、日本のガンになつておりまする経済の二重構造が解消されまして、日本経済の発展に寄与できますようなりつばな法案として成長することをこいねがいながら、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕
○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

私に對する御質問の点は三つあったと思ひます。まず第一は、所得格差と生産性の格差の問題でございます。私は、所得倍増計画によりまして所得格差が拡大したというお説には賛成できません。所得格差の一つの現われとして大企業と中小企業、ことに小企業の従事者、労働者の賃金格差は非常に縮小されておるのであります。だから私は、所得格差が所得倍増によつて広がつたということは統計をしいるものでありまして、数字を誤るものだと思ひます。(拍手)

なお、生産性の格差ということになりますと、私は今の産業形態から申しまして、中小企業は経済的、社会的制約があります。すなわち、規模が過小のために生産性が上がらない、こういうことがあるのであります。従いまして、生産性の向上のためには、われわれは中小企業基本法を設けてその生産性の向上をはかる。すなわち、それには、體質の改善と事業活動の環境の整備、こういうことを主題として中小企業の発展を企図いたしておるのであります。

御質問の第二点は、最近新聞に出ておられます国際競争力強化についての御質問でございます。御承知の通り、貿易の自由化、関税の一括引き下げは世界の大勢になっておるのであります。今、日本の独占禁止法は、民主的経済秩序のあり方を規定する基本法でございますが、われわれはこれをあくまでも尊重いたします。しかし、敗戦後に起きた、しかも鎖国経済の日本において、国内での独占禁止法だけにたよっておったのでは、世界の市場で活躍しようとする日本の経済は、これは手かせ、足かせをつけられたと同じようになってしまうでしょう。あくまでわれわれは、民主主義の秩序を保ち、経済機構を保つていかなければなりません。日本が世界の市場に雄飛するためには、その時代に沿った独禁法の解釈をつけないければだめであるのであります。(拍手)私は、こういう意味におきまして、従来の封鎖的な経済のあり方を世界的経済に持つていくために、独禁法を改める必要がありやいなや、また改めなくても、こういう経済環境が違つたのだから、今の独禁法の解釈でできるかどうか、これを検討しておるのでございます。あくまで私は、日本の経済が発展し、国民全体がよくな

ることを主題に入れて考えなければなりません。われわれは、日本の経済の高度成長、りっぱな国民生活が行政の目的でございまして、独禁法を守る、守らぬというのはその手段の一つにすぎないということをほつきり申し上げておきます。

なお、綿製品に対します米国のとの関係につきましては、ただいま米国の主張、われわれの主張を検討中でございます。十分米国の政府の考え方を知つた上に、われわれは信ずるところによつて進んで参りたいと思ひます。いたずらに米国の通報がこうあつたからというので驚いて、そうして向こうの考え方を十分納得せずに、研究せずにじたばたすることはやめたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇〕
○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。

国際競争の強化法案については、今總理からお答えがございました。小規模企業については、先ほど社会党の御質問に対しましてお答えいたしましたつもりでございます。なお、組織について規定してないということについて、先ほど申し上げましたので御了承をお願いいたします。

今後出す法案の内容について御質問でございますが、これはここで明らかにさせていただきます。中小企業近代化促進法、中小企業高度化資金融通特別会計法、中小企業振興資金等助成法、中小企業指導法、中小企業信用保険法、中小企業信用保険公庫法の改正、中小企業投資育成株式会社法並びに中小企業庁設置法の改正でございます。次に、経営の改善、技術の指導、職業の訓練、共同福利厚生施設等について注意しなければならぬという御質問でございますが、これは基本法の中にいずれもうたつてございますので、御了承をお願いいたします。

なお、国際経済に関連いたしました、スーパーマーケットのお話が出ましたが、米国の大企業の出出があつては、それが非常な影響をこうむるであらうというお話でございます。確かにそういうような徴候もございましたので、通産省といたしましては大阪に人を派して、二社五綿等のいわゆる大商社を中心としたしまして調査をいたしました結果、今日ではただ一つだけそういうような話がありますが、しかし、これも日本の小売業者が金を貸して、そうしてその小売業者がスーパーマーケットを営んだ場合に、その

小売業者に品物を買ってもらう、こういうような組織の程度のものであるようでありまして、今のところそれほど大きなことにはなっておりませんが、しかしながら、スーパーマーケットの問題は、これは十分研究をいたしておかなければなりません。また、その場合々々に応じた政治あるいは行政指導をいたさねばなりませんので、これらについては慎重に対策を講じて参るつもりであります。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇〕
○国務大臣(大橋武夫君) 失業保険、労災保険につきましては、五人未満の事業所につきましてもできるだけ加入を促進し、将来強制適用を行ない得る基盤を醸成するようにいたします。次に、最低賃金制につきましては、現在普及拡大計画を進めておりますが、法施行上の問題を拾ひ上げ、漸次改善していききたいと思ひます。また、御指摘の最低賃金決定方式の問題でございますが、この問題をも含めまして、今後の運用の基本方針を検討するため、目下中央最低賃金審議会で審議をお願いいたしております。

中小企業の福祉施設につきましては、資金の融通について現に実施中でございますが、そのほかの方途をも含めまして今後広く検討したいと思ひます。また、中小企業における職業訓練につきましては、政府としても事業内職業訓練について、中小企業者が共同訓練団体を組織して職業訓練を行なう場合に補助を行なつております。また、職業訓練施設設置に対する補助も行なつておりますし、今後雇用促進融資の一環として、職業訓練施設融資制度を設けることにいたしております。このように政府としても、できる限り特別の助成措置を講じてきたのであります。したが、この上にも努力を続けたいと思ひます。

最後に、家内労働の問題でございますが、家内労働法の制定の問題を含めまして、真に実効ある総合対策を樹立したいと思ひまして、目下これらの学識経験のある方々に御検討をお願いしておるところでございます。また、最低賃金に基づく最低工賃の問題が家内労働にあるわけでございしますが、これにつきましては、中央最低賃金審議会の結論を待ちたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕
○国務大臣(田中角榮君) 井堀さんの政府に対する質問中、私がお答えすべ

きことは、小規模企業対策として小規模企業税法の確立が必要ではないかという点であったと存じます。

所得の種類、所得の大きさの異なるごとに、特別の税法を設けて課税を行なう必要はなく、また適当でもないという考えを持っております。また、政策的に小規模企業優遇の措置を講ずる趣旨から、特別税法を設けようというようなお考えでございましたら、現行租税特別措置におきましても、中小企業、小規模事業等に対して適切な配慮が行なえるのでございますから、特別措置をとる必要もなく、現行法の運用等において実効を上げ得ると考えております。(拍手)

〔田中武夫君登壇〕

○田中武夫君 井堀さんの私に対する御質問は組織についてでございます。井堀さんは、組合の調整行為、ことにアウトサイダーの規制については、協同組合よりか同業組合がいいじゃないか、こういうことでございますが、協同組合でなく同業組合で一本化しようというあなたの考え方は当然であるかと思ひます。しかし、われわれも検討いたしました、中小企業がお互いに助け合つてともに発展していくためには、相互扶助を精神とする協同組

合方式がいいのではないかと考えて、先ほど来申し上げておりますように、組織を協同組合方式一本に考えております。

それでは調整行為についてどうか、こういうことでございますが、井堀さんもすでに御承知と思ひますが、ともに出してあります中小企業組織法の第二章第七節、事業活動の規制に関する命令、ここで調整行為、アウトサイダーその他について規定をいたしております。

なお、下請企業等につきましては、ちやうど労働組合法に第十八条で、労働協約の地域的・一般的拘束力という規定があります。これと同じような考えを持ってきまして、下請企業の四分の三以上が入つてつくれた協同組合が、親企業との間に団体協約を結んだ場合には、入つていない四分の一にもその効力を及ぼす、こういった考え方のアウトサイダーの規制の方式、そういうことも考えておりますので、御了解をいただきたいと思ひます。

なお、同業組合も協同組合という観念でおつくりになつたらどうかと思ひますが、いかがなものでございましょうか。

以上をもつて、答弁を終わりたいと思ひます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

海運業の再建整備に関する臨時措置法案(内閣提出)及び外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(原健三郎君) 次に、内閣提出、海運業の再建整備に関する臨時措置法案、及び、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。運輸大臣綾部健太郎君。

〔運輸大臣綾部健太郎君登壇〕

○運輸大臣(綾部健太郎君) 海運業の再建整備に関する臨時措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

海運業は、基幹産業として、わが国経済の発展にとってきわめて重要な役割をになうものであります。諸般の事情により多額の借入金及び償却不足

を有し、その企業内容は極度に悪化しております。また、海運企業間には過当競争の傾向が見られ、現状のままでは、発展途上にある国民経済の要請に應じて外航船舶の増強をはかることは、きわめて困難な事情にあります。

従つて、この際、政府としては、海運業が将来にわたり国民経済におけるその使命を遂行し得るようその再建整備をはかることがぜひとも必要でありますので、これが対策につきまして、昨年の海運造船合理化審議会その他各界の意見をしんしゃくいたしまして、この法案を提出いたしました次第であります。

この法案の内容は、海運企業が一定の集約を行ない、五カ年以内に減価償却の不足を解消することが確実と認められ、かつ、市中金融機関の協力が得られるものに対し、日本開発銀行の利子を、五カ年間猶予することを骨子とするものであります。海運業界に対しては、徹底した合理化努力を要請するものであり、政府、金融機関、海運企業が三者一体となつて、海運業の再建整備を促進することを考えているものであります。

以上が、本法案の趣旨でございます。

続いて、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の経済及び貿易の拡大に即応して、今後とも外航船舶の増強をはかることが必要であります。海運企業の現状から、船舶の建造資金の大部分は日本開発銀行及び市中金融機関からの融資によらざるを得ないのであります。しかるにこれらの借入金の利率は、国際的に見て割高でありまして、わが国海運が国際競争力に劣る大きな要因となつておるのであります。

このような事情にかんがみ、この際政府といたしましては、海運造船合理化審議会その他各界の意見をしんしゃくして、新船建造のための借入金に対する海運企業の利子負担を日本開発銀行からの融資については年四分、市中金融機関からの融資については年六分となるように利子補給率を引き上げるとともに、利子補給期間を日本開発銀行については十年、市中金融機関については七年に延長することにいたしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。
(拍手)

海運業の再建整備に関する臨時措置法案(内閣提出)及び外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して、質疑の通告があります。順次これを許します。岡田修一君。

〔岡田修一君登壇〕

○岡田修一君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました海運業の再建整備に関する臨時措置法案、並びに、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案に關し、若干の質問を行なわんとするものであります。(拍手)

海運は、日本の国民性に最も適合した民族産業ともいふべきものであります。戦前におきましては、わが国は英國に次ぐ大海運国として、日本船舶は

七洋に雄飛し、その得た外貨は、よく一般貿易の慢性的赤字をカバーして、真に日本経済の一大支柱をなしていたのであります。しかるに、敗戦によりまして保有船腹のほとんどすべてを失い、加えて、日本海運が再び立ち上がる唯一のよすがともいふべき喪失船舶に対する補償金が、当時の金額にして約二十五億円、現在の金にいたしまするならば六千億円以上のものが、日本海運の復活をおそれる連合国側の占領政策によりまして、その一切を打ち切られるという悲運にあつたのであります。

幸い、その後における官民必死の努力により、その船腹量は七百五十万総トンに達し、戦前保有量をはるかに凌駕するに至っております。しかし、海運企業の内容におきましては、現在まで私企業として考え得る最悪の事態にまで立ち至つておるのであります。前述の補償打ち切りによりまして、膨大な海運再建資金のほとんどすべては、これを借入金にたよらざるを得なかつた上に、その金利は、外国のそれに比しきわめて割高という、二重の重い不利を背負わされて参りました。また、海運には、他の国内産業のように国内市

場という温室で庇護される面が一つもありません。自主経営を許された当初から、ほんとうのまる裸のままで熾烈な国際競争に突入してきたのであります。これを援護すべき政府の助成策も、また、かえつて欧米諸国のそれがわが国に幾倍する手厚いという状況であります。

かかる不利な条件のもとにあつて、日本経済の伸長に應じ急速な船腹拡充を行なつてきた日本海運が、現在のごとく体質悪化を来しましたことは、必然のことといわざるを得ません。わが国海運企業はほとんどすべてが、戦後いまだ一回だに配当を行なうことなく今日に至り、現在金融機関への返済滞り金約八百億円、造船所への支払い滞り金約四百億円、普通債却未済額約八百億円といふみじめな姿を示しております。そののが日本海運の現実であります。

海上輸送は、船型の大型化、船舶自動化の急速な進展によつて、今やまさに革命的变化を遂げつつあり、国際海運競争はいよいよ熾烈化の一途をたどりつつあります。他面、日本経済の高度成長に伴い、船腹拡充の要請はますます強くなつております。瀕死の状態にある日本海運に対し、国際競争力の強化と船腹拡充のための起死回生

的施策は一刻も猶予すべからざるところであります。(拍手)

このときにあたり、政府がこの法案を提出し、日本海運再建のための抜本的方途を講ぜんとすることは、まことに時のよろしきを得た措置でありまして、ことに、この方策が、単に在来業者の救済に墮することなく、海運企業の合併集約、企業提携の強化による新しい経営体制の確立と、減資、財産処分等による徹底した経営合理化を前提として助成せんとしておることばかりか、極めて意義深く、當を得たところであります。深く政府当局の明に對し敬意を表するものであります。(拍手)

私は、本法案が一日もすみやかに成立に至ることを望むものであります。が、しかし、審議に先だち、次の諸点につき、政府の見解を明らかにしておきたいと考えるものであります。

まず第一に、この海運再建整備法案のねらいとするところは、五十万重量トン以上の船腹を保有する船舶運航業者、いわゆるオペレーターを中核として、百万重量トン以上の船腹を運航するグループを結成せしめることにより、日本海運の秩序ある経営体制を確立せんとするものと考えるのであります。私は、その考え方に深く賛意を表

するものであります。しかしながら、ただ漫然と形、姿を整えることだけでは、企業経営の中でも最もむずかしいといわれる海運業の根本的建て直しに期せられるとはとうてい考えられないのであります。漫然たる企業の合併集約は、ときとして日本海運全体の健全化に何ら貢献することなきのみならず、かえつて各個の企業経営の非効率化、内容の低下等のマイナス面だけを招来するおそれなきにしもあらずと考へるのであります。今回の施策は、日本海運にとり明治維新にたとうべき一大革新であり、日本海運の根本的編成がえを行なわんとするものであります。従つて、政府は、日本海運を急速に建て直すとともに、長き将来にわたるこれを健全に伸ばしていくためには、海運全体をいかなる形に整へ、かつまた、各企業の合併集約の内容をいかなるものにするのが最も望ましいものであるかという政府自体の構想が打ち立てられねばならぬと思ふのであります。もとより官僚独善、官僚的統制は避くべきであります。同時に、業者だけの考えのおもむくまま、金融機関の指示するままに放置して拱手傍觀することもまた許されなかつたと思ふのであります。運輸大臣は、みずからの構

想に基づき、業者、金融機関等の企業
的立場、考え方と調和をとりつつ、日
本海運にとり最も望ましい姿、内容の
再編成を実現する重大なる責任を負っ
ておられるのでありますが、この点に
関する運輸大臣の所信のほどをお伺い
いたしたいのであります。

なお、私は、海運業者がこの法律の
助成対象より漏れることは、その企業
の死を意味するがために、無理な合併
集約に迫り込まれ、かえって企業内容
が悪化するに至るものが生ずることを
おそれるのであります。たとえば、現
在のままにして推移するも、三年後には
自立態勢に達し得ると考えられる企
業が他企業と合併した結果、たとい手
厚くなった国家助成を受けるに至って
も、なお五年、六年と自立の時期がお
くれるに至るものが生じないとは言え
ないのであります。政府は、合併集約
にあたり、かかる不条理の生じないよ
う、法律の実施に十分な配慮を加うべ
きであると考えるのであります。が、
この点に関する運輸大臣の所見をお伺
いたしたいと思ひます。

自己保有の船舶を用船として提供して
いる、いわゆるオーナーと称せられる
船主は、その大部分が適用外になると
考えられるのであります。もとより、
本法は個々の業者の救済を策するもの
でないことは言うまでもありません。
けれども、それらオーナーの保有する
船舶のほとんどすべては、オペレー
ターの債務保証のもとに建造せられた
ものでありますので、万一オーナーが
本法の適用外となり、ために破産に立
ち至りますときは、オペレーターは
保証債務の履行により、それらオー
ナーの債務を引きかぶらざるを得なく
なるのであります。しかも、その保証
債務の総額は六百五十億円の巨額に
達しております。もし、オペレー
ターがこれをひつかぶらざるを得ざる
に至りますときは、せっかくの今回
の利子猶予の恩典も何ら残るものなき
状態に立ち至るのであります。従いま
して、本法律案の適用基準の解釈、運
用については、できる限り弾力的に行
ない、せっかくの本法案の効果をそこ
なわないようにすべきであると考へま
するが、この点に関する運輸、大蔵両
大臣の御所見を伺いたしたのでありま
す。

次に、今回の海運再建方策におきま
しては、金利負担以外の日本海運の一
大病根ともいふべき不経済船並びに高
船舶対策を欠除いたしておるのであり
ます。近時、船舶の急速な大型化、専
用船化によりまして、これまで経済船
として建造せられてきた船舶が大量に
不経済船化しつつあるのであります。
これらの船舶は、朝鮮動乱時あるいは
スエズ・ブーム時の造船船舶のきわめ
て高い時期に建造せられた船舶ととも
に、日本海運のガンの存在となつてお
るのであります。従つて、これら船舶
に対する適切な措置を欠いては、真の
日本海運の健全化は期しがたいのであ
ります。が、運輸大臣はこれに對し、い
かなる対策をお考えになつてゐるか、
お伺いしたいのであります。

なお、政府部内において、これら船
舶に對し、日本輸出入銀行を活用して
延べ払い制度による海外売却を促進す
ることが検討されておる由であります
が、まことに機宜の措置であります。
東南アジア、中南米、その他世界の海
運後進国にあつては、まだまだわが国
が不用とみなしている船舶を必要とす
るところが多いと考へるのであります。
しかしながら、それら地域はおお
むね著しく外貨事情の悪い国々であり
ますので、日本の中古船の大量売却

を促進いたしましたためには、思い切つ
た延べ払い条件の供与、たとえば頭金
一割、十年延べ払い等の条件を与える
か、あるいは後進国開発援助のための
クレジット設定、経済協力基金等によ
る船舶売却を考慮すべきであると思
へますが、この点に関する大蔵大臣初め
関係大臣の御所見を伺いたいと思ひ
のであります。

次に、政府は、今回の施策により、
その対象となる海運企業を、五年後に
はすべて配当可能な状態にまで内容を
改善しようとの意図であると思ひので
あります。最近、日本の海運経営
に幾つかの暗い影を投ずる事象が現わ
れてきてゐるのであります。その最も
大なるものは、日本海運にとつてドル
箱航路ともいふべきニューヨーク航路
を初めとするアメリカ関係の定期航路
における盟外船の割り込みでありま
す。それら航路は、いずれも日本海運
業者が中心になつて航路同盟を結成
し、極力経営の安定に努めてきておる
のであります。が、近時、外国海運會
社が盟外船として不当の低運賃をもつ
て競争をいどんでおり、その勢いは急
速に増しつつあるのであります。今こ
れに對する適切な対策を講ずるにあら
ざれば、日本海運の経済改善はとうて

い期し得ないのであります。が、運輸
大臣はこれに對しいかなる対策をお持
ちになつておるか。また、この盟外船
の割り込み現象は、米政府が、世界の
海運慣習に反して、海運同盟の活動を
不当に抑圧しておることに起因するこ
ろが大でありますので、政府は、こ
の際、他の海運国と連携をとり、強力な
外交的手段によつて米政府の考へ方を
改めさせるべきであると思ひます。
が、運輸大臣、外務大臣の御所見を伺
いたいと思ひのであります。

海運は、申すまでもなく、日本経済
の最も重要な基幹産業でありまして、
その消長隆替は、日本経済の伸長発展
に至大の影響を及ぼすものでありま
す。従ひまして、現在のごとく疲弊こ
んばいの極にある日本海運の建て直し
のためには、海運業者の懸命の努力、
政府の庇護のみならず、広くわが国経
済界のすべてが、より強く積極的に協
力支援をなすべきであると考へるので
あります。わが国においても、米国の
とつてゐるシップ・アメリカンの政策
ほど行き過ぎないにいたしましたが、
わが国経済界のすべての層が、「日本
の貨物はまず日本船で」との考へ方
を、もつともつと強く持つような方策
がとらるべきではないかと思ひのであ

ります。少なくとも、政府の買付ける物資、あるいは政府の補助を受け、財政資金を使い、その他政府の特別の恩恵を受けておる企業には、日本船を優先的に利用せしむるより、政府において特別の考慮あつてしかるべしと考えますが、これらの点に關し、池田總理のお考えをお伺いしたいと思ふのであります。

なおこの際、私は、池田總理に、日本海運育成について、いかなる基本的なお考えをお持ちになつておるか、あわせてお伺いしたいと思ふのであります。

最後に、私は、本法案のすみやかな成立と、さらに、目下本院で審議中の船舶職員法及び電波法の一部改正案の成立による海上労働の合理的配置の急速実現、並びに外国海運に比し重い負担となつておる船舶の固定資産税、登録税についての政府の思い切った軽減措置の実施等により、日本海運が真に民族産業たるにふさわしい、たくましい力を備えて、国際海運場裏に馳騁する日の近からんことを祈念いたしました、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 海運業に對

しまする岡田君の御質問中、海運助成策につきましてものお考えは全く同感でございます。日本のごとく四面海に囲まれ、しかも、バルキーの原材料を多数に輸入しなければならぬ国におきましては、輸送の安定と、貿易外國取支の改善の上から、ぜひとも必要な助成策を講じなければならぬのであります。日本經濟の明治から大正、昭和にかけての發展は、お話のように、いわゆる海運業が民族産業である、經濟の發展の基本であるという觀念によつて日本の經濟が發展し、海運業が發展したのであります。戦後、御承知の通り、戦時補償打ち切り等の關係上、海運業の不振ということが日本の經濟の一つの大きい欠陥であつたのであります。われわれは、これを是正すべく多年にわたつて努力したのでございしますが、今回ようやく業界の協力を得まして、五十万トンの所有、百万トンの用船という基準によつて建て直しをしよふとすることは、まことに時宜を得たものと私は考えておるのであります。従いまして、今後の日本の海運業發展のために、私は民間のこの上ごとの協力を得まして、所期の目的を達していきなうと考えております。

なお、邦船の積み取り、いわゆる日本の船を利用することにつきましては、國際海運自由の原則がございしますが、アメリカは御承知の通り、いろいろな法令でシップ・アメリカンをいつております。その事情はわかりませんが、われわれとしては、あくまで國際海運自由の原則でアメリカにも要望しておる關係上、日本だけはやはりシップ・ジャパンというわけにもいきませんが、しかし、そこはやはり政府の品物等につきましては、できるだけ邦船を利用するよう努力を今後も続けていきたいと思つております。

他の点につきましては、關係大臣より御答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 岡田さんにお答へいたします。

第一問は、海運企業の再建整備について關係法律の運用にあたつて思ひ切つた弾力性を持たせないと、弱小オーナーを救えないという事実に対しての御質問でございましたが、オーナーの中には、御指摘の通りに現在のままでは経理内容の非常に悪い会社が相当にありますことは事実であります。が、これらの会社も、今回の措置によりまして、助成の前提となる体制を整

備すれば、助成を受けることができるのでありますから、弱小オーナーだからといって助成の対象外になるというようなことにはならないわけでありまして、しかし、この助成措置は、あくまでも總花的にやるというのではなく、日本海運の將來のために海運業の抜本的な再建をはからうというのでございしますから、業者自体も政府の意のあるところを十分了解をしていただいて、これが再建に協力をしていただくということをお願いをしたいと思ふのであります。

それから、中古船を海外へ処分する際、輸銀を通じての延べ払い制度をやつてはどうかということでありまして、中古船の延べ払いにつきましては、船舶の相当額がすでに償却済みであるという事実もありますので、新規設備の延べ払い輸出とは異なつておりますが、お説のように、延べ払いが必要であるということは十分政府も了解いたしました。御質問の通り、ケース・バイ・ケースで検討の上、適當と認められるものについては、延べ払い輸出を認めることにいたします。

それから、この延べ払い輸出に対しては、頭金一〇%、十年年というようなお話ございましたが、先ほど申し

上げましたように、一〇%、十年年延べ払いというようなことは少し緩和過ぎるような氣もいたしますが、こういう問題につきましては、多少新規造船よりも頭金は多く、延べ払い期間は幾らか短くはいたさなければならぬと思ひますが、いずれにしても、お説のような処置をとりたいと思ひます。

それから、中古船の輸出に伴ひまして、必要とされる資金につきましても、輸銀の融資の対象といたすように考慮をいたしたいと思ひます。

〔國務大臣(経部健太郎君登壇) 〕

○國務大臣(経部健太郎君) お答へ申し上げます。運輸省の海運の企業を集約化するのにはどの程度がいいか、また別に海運業者、金融業者にかかすに、運輸省の方針を立てたらどうかという御質問のようであつたのであります。私も、いいたしましては、ややもすれば官僚統制その他いろいろな非難がありますので、私の考えをいたしましては、海運業者が再建するために最もいい方法をとるよう自主的にやらしてみたいと思つております。その案を権威者を持った少数の委員であるところの海運企業整備計画審議会に諮りまして、その計画でいいというものを重点的に

昭和三十三年二月十九日 衆議院議事録第八号 海運業の再建整備に関する臨時措置法案外一案の趣旨説明に対する久保三郎君の質疑

やっています、なるべく海運業を自国の人々の創意と工夫によりまして、また多年の経験によりまして、これが再建できるようなふうに指導して、そしてそれに對してこの法案の趣旨に従つて助成していききたいと考えております。

それから弾力的に使用するという点その他につきましては、高船価につきましては、大蔵大臣が答弁されましたから、私もそれを大蔵大臣に強く要望いたすつもりでございます。

それから盟外船の跳梁に對してどういふ何があるかと言いますが、これは海運自体を強化していくことによつて盟外船に對抗することができまゝからして、その方一つ先にやっています、かように考えております。

またシップ・アメリカン、バイ・アメリカンにつきましましては、一昨々年總理が外遊の際にも、米國當局に話をすするし、またその後ホッジ國務長官が来たときにも外務省を通じて交渉いたし、また、昨年十月の經濟會議でも強く要望し、それから十二月の第二回の日米經濟會議でも外務大臣を通じて強く要望いたしました結果、アメリカには相當の思想がありますが、今日におきましてはだいたいその思想が緩和され

まして、順次好転しつつあるということとを私は確信いたしております。

以上、私に關するお答えを申し上げます。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

○國務大臣(大平正芳君) 御指摘のよう、アメリカの海上は、世界的に慣行化したしております海運同盟の盟外船に對する對抗手段の使用を制限または禁止いたしております。これはもとより國際慣行に違反しますので、國務省を通じて、かかる立法の再検討方を再三交渉して参りました。一昨年の十月に成立いたしましたボナー法では、御承知のように、二重運賃制が認められましたが、しかし、依然としてかなりの制限がございます。國際的な海上運賃に對する米國政府の干渉を可能にする規定もありません。従いまして、御指摘のように、歐洲各國と協力いたしまして、こういう事態の改善方に最善の努力をいたしたいと思ひます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 久保三郎君。

〔久保三郎君登壇〕

○久保三郎君 私は、日本社會黨を代表して、ただいま提案説明がございました海運關係二法案に關し、總理並びに

關係大臣にお尋ねをいたしたいと思ひるのであります。

わが國海運が、戦後壊滅にひたし、中から戦前をしのぐ船體を保有するに至り、今や世界第五位の海運國にまで伸長しながらも、業績不振はなほだしく、多額の償却不足と約定延滞額をかかえ、先行きさらに悪化の傾向にあることは事實であります。もし、わが國海運をして、貿易依存度の高いわが國經濟の中で、輸出入物資、特に大量の原材料物資の円滑、安定的な供給と國際收支改善の一翼をになわせようとするなら、當然新たな施策を講ずべき時期にあることは言うまでもありません。しかし、その施策は、これまでの海運政策と海運業の実態に對し、正しい検討と反省の上に立つ全般的なものでなければなりません。すなわち、海運企業基盤悪化の原因は、大きく変貌した世界海運とその中におけるわが國海運の特有の構造変化に對し、これまで海運政策と海運企業が適応し得なかつたところにあるのでありまして、この観点に立つての検討と反省が必要であります。

さらに、海運再建途上に大きな汚点を残した造船業による國民的不信と經濟外交の未熟さ、特に対米從屬外交

が海運に對する正しい認識と対策をばんでおり、かつ、所得倍増計画と貿易自由化が一そり海運企業を圧迫しうとしてゐる事實を見のがしての対策はあり得ないと思ひのであります。

(拍手) しかるに、半ば定説化した資本構成の劣悪と高金利にその原因を求め、あるいは企業の自主性を認めない金融機關中心の企業集約にのみ活路を見出さんとするのは、方向を誤るものであり、五年後にはさらに大きな混亂と予想されるのであります。總の御所信を伺ひたいのであります。

(拍手)

次に、運輸大臣にお尋ねいたしますが、戦後の計画造船を中心とした船腹増強政策は、急速にその目的は達成できました。しかし反面、企業經營を悪化させた要因もこれにあるのであります。すなわち、戦前わが國海運の獨占市場であつた中國及び旧植民地地域における市場は、わが國海運の國際海運復歸を待たずして他國の支配するところとなり、あるいはシップ・アメリカン、バイ・アメリカン政策は、台頭しつつある新興國の自國貨自國船主義とともに、わが國海運の進出をはばむ障壁となり、極度に狭められた活動分野の中で、計画造船は航路計画に對する無計

画と機會均等、總花主義によつて進められましたために、過當競争、非經濟船の増加、オーナー、オペレーター系列強化による船舶市場の硬直化等、企業悪化の原因を生み出すに至つたのであります。

そこで、まず第一に伺ひたいのは、過當競争の排除に對してであります。が、今回提案された再建整備法案によれば、オペレーター中心の集約化を行ない、六つのグループ程度にすることを企圖されておられ、なるほど過當競争を排除できる一面もありましよう。しかしながら、この集約形態が、先ほどの答弁とは事違ひ、金融機關中心に進められようとしております。かくては、當然のごとく債權の保全が優先し、金融系列産業の擴大に力点が置かれることは火を見るより明らかであり、その歸結として、中核体であるオペレーターへのしわ寄せは免れ得ないものがあります。よつて、グループ間の競争はさらに激化し、収拾すべからざるものを予想されるのであります。いかなる対策を持つておられるか伺ひたい。

次に伺ひたいのは、過當競争の抑圧については、かかる集約化が万能薬ではもちろんないのでありまして、むしろ

海運に對する正しい認識と対策をばんでおり、かつ、所得倍増計画と貿易自由化が一そり海運企業を圧迫しうとしてゐる事實を見のがしての対策はあり得ないと思ひのであります。

(拍手) しかるに、半ば定説化した資本構成の劣悪と高金利にその原因を求め、あるいは企業

金融機關中心の企業集約にのみ活路を見出さんとするのは、方向を誤るものであり、五年後にはさらに大きな混亂と予想されるのであります。總の御所信を伺ひたいのであります。

(拍手)

次に、運輸大臣にお尋ねいたしますが、戦後の計画造船を中心とした船腹増強政策は、急速にその目的は達成できました。しかし反面、企業經營を悪化させた要因もこれにあるのであります。すなわち、戦前わが國海運の獨占市場であつた中國及び旧植民地地域における市場は、わが國海運の國際海運復歸を待たずして他國の支配するところとなり、あるいはシップ・アメリカン、バイ・アメリカン政策は、台頭しつつある新興國の自國貨自國船主義とともに、わが國海運の進出をはばむ障壁となり、極度に狭められた活動分野の中で、計画造船は航路計画に對する無計

画と機會均等、總花主義によつて進められましたために、過當競争、非經濟船の増加、オーナー、オペレーター系列強化による船舶市場の硬直化等、企業悪化の原因を生み出すに至つたのであります。

そこで、まず第一に伺ひたいのは、過當競争の排除に對してであります。が、今回提案された再建整備法案によれば、オペレーター中心の集約化を行ない、六つのグループ程度にすることを企圖されておられ、なるほど過當競争を排除できる一面もありましよう。しかしながら、この集約形態が、先ほどの答弁とは事違ひ、金融機關中心に進められようとしております。かくては、當然のごとく債權の保全が優先し、金融系列産業の擴大に力点が置かれることは火を見るより明らかであり、その歸結として、中核体であるオペレーターへのしわ寄せは免れ得ないものがあります。よつて、グループ間の競争はさらに激化し、収拾すべからざるものを予想されるのであります。いかなる対策を持つておられるか伺ひたい。

次に伺ひたいのは、過當競争の抑圧については、かかる集約化が万能薬ではもちろんないのでありまして、むしろ

ろ考えねばならぬのは、今までの海運界の実態からしても、この競争船舶圧迫は、航路調整にまで踏み切らなければならぬかと考えるが、御所信のほどをあわせて伺いたいたいです。

次に、集約化に関し、第一に不定期船、専用船タンカー等は、一隻単位の経営が主であることからして、機械的な集約は経営の改善にはならぬと思うが、いかなる方針で臨まれるのかお聞かせをいただきたい。

第二に、集約の方法は、経営単位に關係なく、合併を必要条件としているが、弱小企業の吸収は中核体をも弱体化させるし、反面、弱小企業をそのまま放置すれば、業界全体の強化にならぬことを予想されますが、いかなる御方針であるのか、これまた伺いたいたいです。

次に第三としては、オーナーの処置についてであります。戦後のオーナーは、計画造船政策の所産としてオペレーターの系列下にあり、その用船關係はすでに硬直化しているが、この処置によって一そう硬直の度を強めて、法案の企図するところと相反する結果を招くものと予想される。よって、むしろオーナーはオペレーター中心の集約からはずし、オーナー自体を集約し、オーナー本来の機能を發揮で

きるより対策を講ずべきであると考え、見解をお示し願いたい。

次に、船質改善については、先ほど御答弁がございましたが、急速な船腹増強と産業構造の変化は、わが国海運業をして多くの非経済船を保有させるに至りました。その数は百二十万総トン

にも及び、企業経営弱体の大きな要因になっていくことを忘れてはならないのであります。すなわち戦艦船、在来船、輸入買船等の質的非経済船、産業構造の変化に伴う船型的非経済船、採算的非経済船等の処理であつて、戦艦船についてはある程度の対策があるといふものの、その他の非経済船については明確な対策が今日示されてないことは残念であり、またこの対策を欠いては、いわゆる企業財務の改善という消極的対策であるたゞいまの二つの提案だけでは、積極的な将来の発展を約束できる収益性の向上は望み得ないと思うのであります。はつきりした御答弁をいただきたい。

次に、利子補給法案に關してのお尋ねであります。国際競争力強化ということでの金利引き下げの効果が、依然として船腹需要者たる他産業に流れ、海運業に夢どまりを与えぬ長期用船契約、積荷保証であつては、助成政

策は、さらに助成を呼び、ひいては私企業としての存在の意義をも喪失すると思うが、いかなる対策を持つておられるか、お聞かせをいただきたい。

次に、所得増進計画による船腹増強計画は、わが国海運のパターンの自国貨物型と考えながらも、国際収支面における役割を重視し、さらに三國間輸送に期待をかけ、その結果として積み取り比率六三〇、所要船腹千三百三十五万総トンと策定しているが、世界的船腹過剰の慢性化、海運業の実態、三國間輸送の衰退、そして今回の集約による再建を考えると、この計画は縮小、修正せざるを得ないと思うが、いかように考えられておるか。さらに一方、集約は必然的に中小造船業を受注から締め出す方向にあるとき、非経済船の処理あるいは対共産國向け輸出船に対する差別撤廃等を進め、造船業界の安定をもあわせ考慮すべきと思うが、いかなる方策をお持ちであるか。

次に、海運業とインダストリアル・キャリアの問題についてであります。が、この問題は、運輸、通商兩大臣よりお答えをいただきたい。

産業の発展に伴い、原材料の大量安定輸送の確保は不可欠のものであります。最近インダストリアル・キャリア

アの増加は著しく、石油会社のタンカー所有、鉄鋼会社傘下の企業のオア・キャリアの保有等の増加は、必然的に海運業のシェアを侵しつつあるが、インダストリアル・キャリアの建造保有方式について何らかの規制を加える必要があると思うが、所信のほどを伺いたいたいです。

次に、運輸、大蔵、通商の三大臣にお伺いしますのは、八条國移行後の外船用船、外國船利用についてであります。八条國移行後は現在の為替管理のもとにおけるこれらの規制がはずされるものと思うが、提案された二法案が満足なものとしても、直ちに便宜置籍船等、身軽な外國船に対抗できないものがあり、何らかの規制を残さざるを得ないと思うが、いかに考えられるか伺いたいたいです。

次は、シップ・アメリカン、新興國の自由貿易國船主義等に關連する経済外交について、外務、運輸兩大臣にお尋ねしたい。

前に申し述べた通り、戦後わが国海運は急速に航權を回復することができました。しかし、それぞれ航路同盟における実情に至つては、残念ながら積み取りシェアを極度に押えられております。経済外交の弱さからの責任もあ

らうかと思つております。もちろん、政府が同盟に直接介入することは別にし、少なくとも政府が経済外交を積極的に推し進め、民間活動をバック・アップする体制を強化する必要があります。また、出先外交機關の陣容もこれに即応したものに改めねばならぬと思うが、御所信のほどを伺いたいたいです。

次いで、これも兩大臣にお尋ねするのであります。先ほどお答へがあつた対米海運問題についてであります。

シップ・アメリカンに見るボナー法、バイ・アメリカンに見るウェーバー条項等は、ドル防衛のためとはいひながら、極端な運賃同盟に対する干渉、露骨な自國貨自國船主義をあえて行ないつつあります。わが国海運の発展を外需から圧迫する最大のものとなつていくことは御承知の通りであります。

日米通商航海条約の互惠平等は單なる条約の文言にとどまるにすぎないありさまであるが、たび重なる形式的な交渉ではわが国海運の權益を守ることが不可能であり、よろしく防衛的対策として、海上運送法の改正をすべきものと考え、いかなるお考えであるかお尋ねをいたします。(拍手)政府は、当初のための海上運送法の改正

を今国会に提案する予定でありながら、OECD加盟問題等を口実に提案を見合わせたというが、まさに対米従属外交のそりを免れないし、大國意識と古典的な海洋の自由、海運の自由だけでは日本海運の自由は守れないと思うが、真意を伺いたいのであります。

次に、新興国等における自国貨自国船主義については、賠償、経済協力等の問題が海運と何らの関係もなく処理されている傾向があるが、これらと十分関連し、二国間条約等によって安定せしめる必要があると思うが、いかに考えられているか、これまた外務、運輸西大臣にお答えを願いたい。

また、航権拡張には、対米依存度の強い貿易構造を改め、対共産國貿易の伸長をはかることだと思ふが、これを前進させる考えがあるかどうか、通産大臣からお答えをいただきたい。

次に、この措置が妥当なものとしても、集約に伴い、船員、陸員の要員調整が問題になると思ふが、海運業の将来の発展拡充を目的とする集約整備であつてみれば、機械的な近視眼の人員整理は避けるべきで、むしろ海運業における労働力の供給の状態を見るときなおさらであり、調整過程において

は、現有要員を確保し、かつ、この要員をして海運業の発展的役割をになわせることが肝要であり、最近海運業界と海員組合との間に妥結を見た協定は、これを整備計画の中でも認められるものと思ふし、さらに陸員については、集約のメリットとして人員整理に直結して考える向きもあるが、全員を整理したとしても、陸員費の営業費に対する比率が四割足らずであつてみれば、むしろ海運業の拡大生産を培養する調査研究機関の強化、集荷機能の拡充等の方向で、海運業界全体の立場から消化すべきものと思ふが、いかに考えておられるか、所見をお述べいただきたい。

最後に、この新たな措置に関連して、内航海運対策については何ら顧みられないが、外航海運は集約のもとに助成を手えられ、内航をも兼営しているとするならば、さなきだに経営基盤が弱い、しかも内航内部における過当競争に加えて、陸運との競争にあえぐ内航船業者は、ますます外航兼営の大企業の圧迫を受けること必然であつて、何らかの措置を講ぜざる限り、はなはだしき混乱を予想されるが、対策はありやなしや、お述べをいただきたい。

以上をもつて私の質問を終わります。が、重ねて申し上げますが、海運再建対策は、全般的な視野から取り上げずして、いわゆる高金利、資本構成の劣悪という後向きな観点からのみでは、残念ながら対策に十全を期することはできないことを付言して、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

日本の海運業の再編成につきまして、多年の懸案であり、また、ぜひともこの際実行したいと、御審議を願うことになしたのでございます。

しこうして、日本の海運業の欠陥はどこにあるか、私は三点にしばられると思ひます。それは戦時補償特別税によりまして、保険金を打ち切ったことによる資本構成の非常な貧弱さでありまゝす。そうしてもう一つは、金利の負担が非常に高く、採算がとれないことと、第三点は、やはり資本構成にもよりますが、経営規模が非常に不合理、そして運営の適正化が期せられぬ、これにあるのであります。従いまして、経営規模並びに運営の適正合理化、そして資本構成の改善、金利の低下、これが再建の三つの要素だと考えるので

あります。あなたはこれを後向きとおっしゃいますが、後向きといつて、こんなことをほつとておつたならば前進はいたさないのであります。まず欠陥を直してこそ前進があると思ひます。(拍手)

〔国務大臣綾部健太郎君登壇〕

○国務大臣(綾部健太郎君) お答えいたします。

まずさつき私が申し上げましたように、どうしてもこの海運の基盤を強化することによって、私は大體の海運再建のめどはつくものと信じております。ゆえにそれに向かつてまず全力を傾けたいと思ひます。しからは、それが金融業者あるいは今までの船主等の言いなりになりたくなるのか、こう申しますと、さにあらずであります。私はそういう意見も聞きますが、最後は、整備計画審議会に聞いて、そうして私が判断をして、適当であるというものを再建整備のグループにするのでございまして、久保さんの御心配のようなことは私はないと思ひます。

それからいろいろな点がございまして、たが、要点はそれでございまして、小さいそのほかの問題としては委員会等でよくと申し上げたい。

ただ、シップ・アメリカン、それからバイ・アメリカンのことにつきましては、先ほど外務大臣も言われましたように、われわれとしては非常に努力いたして、幾分の効果を上げておるのです。外交交渉は御承知のように、すぐできるものをばよくならぬわけにはなかなかいきません。そこで順次の方向に向かつていきたいと思ひます。

それから、海運の調整法を出せというお話でございますが、それはやっぱりそれは出すことによっていろいろな各國の反感その他ありますので、これは適当な時期にもし必要があれば出すつもりでございます。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) ただいまシップ・アメリカン政策の是正につきましては、運輸大臣からお話ございました。私も、世界の貿易機関通貨といたしましてドルの価値の安定を望むものでございまして、世界主要貿易國たる日本といたしましては、基本的にはこれに協力する立場にございまして、しかし、その運用にあたりましては、先ほども申し上げました通り、國際海運は本来自由でなければならぬという立場に立ちまして、諸外國と協力

いたしまして米國政府の善処をこの上とも求めて参りたいと思ひます。

なお、經濟外交につきまして、その活動、その陣容等につきまして御注意がございました。私も、できるだけ努力しまして、今予算には陣容並びに活動費につきまして相当のことを考へたわけでございますが、今なお十分ではございません。この上とも努力いたしたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) お答えをいたします。

一般産業の自己船舶保有が海運に影響はしないかというお話でございます。たとえば鉄とかあるいは油、石炭等に専用船がございます。鉄の場合におきましては、これはもう問題はございません。油の方も、いろいろ調査をいたしておりますが、今のところそれほど影響を与えておると思ひません。石炭の輸送は、御承知のように石炭専用船が流通合理化に必要であるということからやっておるのであります。これも一般の船の運賃に影響するようなことをしないように措置をいたしたいと存じます。

八条国移行に伴いますところの措置でございますが、西独あたりは八条

国に移行いたしました後にも用船契約や運送契約に規制をいたしておりますので、日本としてもそういう問題を十分考慮してやつて参りたいと思ひます。

シップ・ジャパンの問題でございますが、低開港国その他の地域に經濟援助をするような場合においては、お説の通り、十分一つ考へてやらせていただきますと思ひます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君
外務大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 荒木萬壽夫君
通商産業大臣 福田 一君
運輸大臣 綾部健太郎君
労働大臣 大橋 武夫君
自治大臣 篠田 弘作君
國務大臣 川島正次郎君
國務大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

内閣法制局長官 林 修三君

總理府總務長官 徳安 實藏君

經濟企画庁 山本 重信君

中小企業庁長官 堀詰 誠明君

運輸省海運局長 辻 章男君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る七日、内閣から、文化財保護委員會委員に河原春作君及び矢代幸雄君を任命したので、文化財保護法第九條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十九日、内閣から、憲法對策審議會委員に本院議員小林進君、同中野四郎君、同中山榮一君、同中山マサ君、同本島百合子君、同山口シヅエ君、參議院議員柏原ヤス君、同高野一夫君、同藤原道子君及び同山本杉君を任命したので、国会法第三十九條但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十九日、内閣から、日本銀行行政委員會委員に山添利作君を任命したので、日本銀行法第十三條ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る八日、本院は文化財保護委員會委員に河原春作君及び矢代幸雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る八日、清瀬議長は、池田内閣總理大臣申出の、次の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

中小企業庁 加藤 伸次

振興部長 影山 衛司

中小企業庁 指津部長

一、去る十二日、清瀬議長は、池田内閣總理大臣申出の、次の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

土地調整委員 山崎 丹照

會委員長代理 佐々木達夫

一、去る十四日、清瀬議長は、池田内閣總理大臣申出の、次の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省主計局 岩尾 一

次長事務代理 大蔵省主計局 佐々木達夫

大蔵省主計 上林 英男

大蔵省主計 平井 勉郎

大蔵省主計 局給与課長

(政府委員命令通知受領)

一、去る八日、池田内閣總理大臣から清瀬議長宛、八日議長において承認した加藤伸次外一名を同日第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十二日、池田内閣總理大臣から清瀬議長宛、十二日議長において承認した山崎丹照を同日第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十四日、池田内閣總理大臣から清瀬議長宛、十四日議長において承認した岩尾一外三名を同日第四十三回国会政府委員に任命した旨、また同日(大蔵省主計局長)谷村裕の第四十三回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、去る十三日、河野參議院事務總長から山崎事務總長宛、參議院は裁判官彈劾裁判所裁判員千葉信君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

稲葉 誠一君

一、去る十五日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和三十三年二月十九日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

一、去る十五日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十三年年度一般会計補正予算(第2号)

昭和三十三年年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和三十三年年度政府関係機関補正予算(機第2号)

(理事補欠選任)

一、去る八日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 唐澤 俊樹君(理事池田清志君去る五日委員辭任につきその補欠)

外務委員会

理事 穂積 七郎君(理事岡田春夫君去る八日理事辭任につきその補欠)

理事 松本 七郎君(理事森島守人君去る八日理事辭任につきその補欠)

一、昨十八日、外務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 古川 丈吉君(理事菅太郎

君昨十八日理事辭任につきその補欠)

(常任委員辭任)
一、去る八日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

受田 新吉君 西尾 末廣君

法務委員

片山 哲君

外務委員

西尾 末廣君 受田 新吉君

文教委員

小松 幹君 高田 富之君

社会労働委員

渡辺 惣蔵君

農林水産委員

山花 秀雄君

建設委員

西村 榮一君

予算委員

亀岡 高夫君 有馬 輝武君

角屋堅次郎君

村山 喜一君 田中幾三郎君

議院運営委員

佐々木良作君 井堀 繁男君

一、去る九日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

法務委員

田中幾三郎君

大蔵委員

芳賀 貢君

建設委員

片山 哲君

予算委員

金子 一平君 前田 義雄君

野原 覺君 渡辺 惣蔵君
西村 榮一君 川村 義義君

決算委員

一、去る十一日、議長において、次の通り常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

永井勝次郎君

外務委員

田澤 吉郎君

大蔵委員

渡辺 惣蔵君

商工委員

浦野 幸男君 濱田 正信君

運輸委員

勝澤 芳雄君

予算委員

久保田次君 松浦周太郎君

久保田藤麿君

松野 頼三君 小松 幹君

田中 武夫君 芳賀 貢君

横路 節雄君

決算委員

久保田藤麿君 鈴木 正吾君

濱田 正信君 野原 覺君

浦野 幸男君 正示啓次郎君

細田 吉蔵君

一、去る十二日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

横路 節雄君

法務委員

片山 哲君 田中幾三郎君

外務委員

松野 頼三君

大蔵委員

武藤 山治君 渡辺 惣蔵君

農林水産委員 小坂善太郎君
運輸委員 小松 幹君

通信委員

受田 新吉君 片山 哲君

予算委員

稻葉 修君 菅野和太郎君

山本 猛夫君 勝澤 芳雄君

渡辺 惣蔵君 堀 昌雄君

永井勝次郎君 西村 力弥君

武藤 山治君

一、去る十三日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

島村 一郎君 受田 新吉君

西村 榮一君

大蔵委員

武藤 山治君 渡辺 惣蔵君

社会労働委員

滝井 義高君 木原津與志君

建設委員

中村 梅吉君 西村 榮一君

田中幾三郎君

予算委員

吉田 電延君 川村 義義君

木原津與志君 小松 幹君

渡辺 惣蔵君 井村 重雄君

高橋清一郎君 山手 満男君

足鹿 覺君 大原 亨君

滝井 義高君 武藤 山治君

決算委員 森本 靖君 小松 幹君
一、去る十四日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

決算委員

川村 義義君 森本 靖君

久保 三郎君 山田 長司君

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

通信委員

受田 新吉君 西村 榮一君

建設委員

西村 榮一君 田中幾三郎君

予算委員

佐々木良作君 井堀 繁男君

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

予算委員

小松 幹君 太田 一夫君

田原 春次君

決算委員

川村 義義君 小松 幹君

法務委員

飛鳥田一雄君 久保田鶴松君

小松 幹君 渡辺 惣蔵君

外務委員

岡田 春夫君 西尾 末廣君

一、昨十八日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

法務委員

飛鳥田一雄君 久保田鶴松君

小松 幹君 渡辺 惣蔵君

外務委員

岡田 春夫君 西尾 末廣君

昭和三十八年二月十九日 衆議院会議録第八号 朗読を省略した議長の報告

大蔵委員 藤井 勝志君 芳賀 貢君 農林水産委員 柳田 秀一君 植木庚子郎君 高田 富之君 文教科 田川 誠一君 前田榮之助君 西尾 末廣君 受田 新吉君 西尾 末廣君 建設委員 兒玉 末男君 木原津與志君 通信委員 岡田 春夫君 田中幾三郎君 予算委員 植木庚子郎君 松本 俊一君 淡谷 悠蔵君 木原津與志君 小松 幹君 高田 富之君 横路 節雄君 渡辺 惣蔵君 佐々木良作君 田中幾三郎君 栗原 俊夫君 田邊 誠君 中村 重光君 片島 港君 安井 吉典君 井村 重雄君 山本 猛夫君 島本 虎三君 田口 誠治君 田原 春次君 芳賀 貢君 広瀬 秀吉君 井堀 繁男君 玉置 一徳君	決算委員 水田三喜男君 藤井 勝志君 (常任委員補欠選任) 一、去る八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 西尾 末廣君 受田 新吉君 法務委員 田中幾三郎君 外務委員 受田 新吉君 西尾 末廣君 文教委員 柳田 秀一君 前田榮之助君 社会労働委員 滝井 義高君 農林水産委員 角屋堅次郎君 片山 哲君 建設委員 片山 哲君 予算委員 北澤 直吉君 小松 幹君 山花 秀雄君 渡辺 惣蔵君 高田 富之君 西村 榮一君 議院運営委員 井堀 繁男君 佐々木良作君 一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 法務委員 片山 哲君 大蔵委員 渡辺 惣蔵君 建設委員 西村 榮一君 予算委員 山本 猛夫君 正示啓次郎君 久保田円次君 小坂善太郎君	田中 武夫君 芳賀 貢君 田中幾三郎君 野原 覺君 決算委員 一、去る十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 横路 節雄君 外務委員 松野 頼三君 大蔵委員 芳賀 貢君 商工委員 濱田 正信君 浦野 幸男君 浦田 正信君 小松 幹君 運輸委員 飯谷 忠男君 山手 満男君 予算委員 田澤 吉郎君 勝澤 芳雄君 野原 覺君 渡辺 惣蔵君 永井勝次郎君 決算委員 細田 吉蔵君 正示啓次郎君 浦野 幸男君 川村 継義君 濱田 正信君 鈴木 正吾君 久保田藤麿君 一、去る十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 永井勝次郎君 法務委員 田中幾三郎君 片山 哲君 外務委員 田澤 吉郎君 大蔵委員 渡辺 惣蔵君 武藤 山治君	農林水産委員 米山 恒治君 運輸委員 勝澤 芳雄君 通信委員 片山 哲君 受田 新吉君 予算委員 高橋清一郎君 松野 頼三君 倉成 正君 堀 昌雄君 武藤 山治君 西村 力弥君 横路 節雄君 小松 幹君 渡辺 惣蔵君 一、去る十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 中村 梅吉君 西村 榮一君 社会労働委員 木原津與志君 滝井 義高君 建設委員 島村 一郎君 田中幾三郎君 予算委員 西村 榮一君 井村 重雄君 足鹿 覺君 滝井 義高君 大原 亨君 菅野和太郎君 松浦周太郎君 川村 継義君 小松 幹君 木原津與志君 渡辺 惣蔵君	決算委員 小松 幹君 森本 靖君 一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 決算委員 久保 三郎君 山田 長司君 川村 継義君 森本 靖君 一、去る十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 通信委員 西村 榮一君 受田 新吉君 建設委員 田中幾三郎君 西村 榮一君 予算委員 井堀 繁男君 佐々木良作君 一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 予算委員 太田 一夫君 田原 春次君 小松 幹君 決算委員 小松 幹君 川村 継義君 一、昨十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 法務委員 渡辺 惣蔵君 小松 幹君 外務委員 久保田鶴松君 飛鳥田一雄君 橋崎弥之助君 受田 新吉君
---	---	--	---	--

昭和三十三年二月十九日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長の報告

一二八

岡田 春夫君	西尾 末廣君
大蔵委員	
水田三喜男君	横路 節雄君
藤井 勝志君	芳賀 貢君
文教委員	
植木庚子郎君	高田 富之君
淡谷 悠蔵君	田川 誠一君
柳田 秀一君	前田榮之助君
農林水産委員	
岡田 春夫君	田中幾三郎君
橋崎弥之助君	玉置 一徳君
通信委員	
西尾 末廣君	受田 新吉君
建設委員	
木原津與志君	兒玉 末男君
予算委員	
山本 猛夫君	井村 重雄君
田口 誠治君	中村 重光君
島本 虎三君	栗原 俊夫君
田原 春次君	田邊 誠君
井堀 繁男君	玉置 一徳君
安井 吉典君	片島 港君
木原津與志君	広瀬 秀吉君
芳賀 貢君	松本 俊一君
植木庚子郎君	小松 幹君
淡谷 悠蔵君	横路 節雄君
高田 富之君	渡辺 惣蔵君
佐々木良作君	田中幾三郎君

決算委員

藤井 勝志君 水田三喜男君

(理事補欠選任)

一、去る十二日、災害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 細田 吉蔵君(理事坊秀男君去る十二日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)

一、去る八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

井出 一太郎君 正示啓次郎君

中馬 辰猪君 綱島 正興君

濱地 文平君 石山 權作君

五島 虎雄君 坂本 泰良君

中村 英男君 松前 重義君

安倍晋太郎君 大高 康君

小島 徹三君 松浦 東介君

石田 有全君 稻村 隆一君

堂森 芳夫君 西村 力弥君

三宅 正一君

一、去る十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

井出 一太郎君 川村洋八郎君

綱島 彌三君 壽原 正一君

中馬 辰猪君 二階堂 進君

濱地 文平君 坊 秀男君

米山 恒治君 中島 巖君

松前 重義君 赤澤 正道君

兒玉 末男君

一、去る十三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

八尾喜三郎君 安井 吉典君

(特別委員補欠選任)

一、去る八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

小島 徹三君 倉成 正君

大高 康君 安倍晋太郎君

松浦 東介君 石田 有全君

堂森 芳夫君 三宅 正一君

稻村 隆一君 西村 力弥君

綱島 正興君 中馬 辰猪君

井出 一太郎君 濱地 文平君

石山 權作君 中村 英男君

五島 虎雄君 松前 重義君

坂本 泰良君

一、去る十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

蔵内 修治君 伊藤 五郎君

内藤 隆君 細田 吉蔵君

砂原 格君 柳谷清三郎君

周東 英雄君 毛利 松平君

赤澤 正道君 兒玉 末男君

稻村 隆一君 米山 恒治君

中島 巖君

一、去る十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

安井 吉典君 矢尾喜三郎君

(案約提出)

一、去る十四日、内閣から提出した条約は次の通りである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次の通りである。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(大原亨君外十六名提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次の通りである。

日本放送協会昭和三十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一、去る十一日、議員から提出した議案は次の通りである。

職業安定法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外二十一名提出)

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法案

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

中小企業指導法案

海運業の再建整備に関する臨時措置法案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業高度化資金融通特別会計法案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。

日本原子力船開発事業団法案
金属鉱物探鉱融資事業団法案

土地区画整理法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案
国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次の通りである。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案
共同溝の整備等に関する特別措置法案

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
電力用炭代金精算株式会社法案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

総理府設置法等の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

老人福祉法案

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。

海外移住事業団法案
日本鉄道建設公団法案

地方税法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書

(その1)
昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書

(その1)
昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づき使用総調書(その1)

(承諾を求めの件)

昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づき使用総調書(その1)

昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づき使用総調書(その1)

昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づき使用総調書(その1)

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次の通りである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨十八日、議員から提出した議案は次の通りである。

踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律案(久保三郎君外九名提出)

第十回オリンピック冬季競技大会札幌招致に関する決議案(島村一郎君外四十五名提出)

一、昨十八日、内閣から提出した議案は次の通りである。

関稅定率法等の一部を改正する法律案
麻薬取締法等の一部を改正する法律案

(条約受領)
一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

国際連合の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めの件

専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めの件

国際原子力機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めの件

一、去る九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

関する協定の締結について承認を求めの件

国際地盤工学研究所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する日本国政府と特別基金との間の協定の締結について承認を求めの件

(議案受領)
一、去る九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

じん肺法の一部を改正する法律案

炭鉱労働者遺族補償特例法案

中小企業基本法案

一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

森林組合合併助成法案

狩猟法の一部を改正する法律案

一、去る十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

林業信用基金法案

一、去る十三日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めの件

一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

中小企業者の産業分野の確保に関する法律案

百貨店法の一部を改正する法律案

商店街振興組合法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

最低賃金法の一部を改正する法律案

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案

一、去る十三日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めの件

昭和三十一年二月十九日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長長の報告

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

港灣整備促進法の一部を改正する法律案

一、昨十八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨十八日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

第十回オリンピック冬季競技大会札幌招致に関する決議案

島村一郎君外四十五名

(条約付託)

一、去る十四日、委員会に付託された条約は次の通りである。所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

以上三件 外務委員会 付託

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

国際連合の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)(予)

専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)(予)

国際原子力機関の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)(予)

国際地盤工学研究所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する日本国政府と特別基金との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)(予)

以上四件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る八日、委員に付託された議案は次の通りである。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)
内閣委員会 付託

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号) 法務委員会 付託

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

以上三件 大蔵委員会 付託
日本学校給食会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

文教委員会 付託
国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

社会労働委員会 付託
日本放送協会昭和三十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

通信委員会 付託

一、去る九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

労働基準法の一部を改正する法律案(阿部竹松君外八名提出、参法第一号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。
日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)
中小企業高度化資金融通特別会計法案(内閣提出第七九号)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

以上三件 大蔵委員会 付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

文教委員会 付託
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(大原亨君外十六名提出、参法第一三三号)

社会労働委員会 付託

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

中小企業近代化促進法案(内閣提出第七〇号)

中小企業指導法案(内閣提出第七六号)

以上四件 商工委員会 付託

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)
電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法案(内閣提出第七二号)
以上三件 通信委員会 付託

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

じん肺法の一部を改正する法律案(阿部竹松君外八名提出、参法第二号)(予)

社会労働委員会 付託
炭鉱労働者遺族補償特別法案(阿具根登君外八名提出、参法第三三三号)(予)

石炭対策特別委員会 付託

一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

森林組合合併助成法案(内閣提出第七三三号)(予)

狩猟法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四四号)(予)

以上三件 農林水産委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

地方行政委員会 付託
金属鉱物探査融資事業団法案(内閣提出第八三三号) 商工委員会 付託
土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四四号) 建設委員会 付託

一、去る十二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

林業信用基金法案(内閣提出第八一号)(予) 農林水産委員会 付託

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)(参議院送付) 地方行政委員会 付託

日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)(参議院送付) 大蔵委員会 付託

職業安定法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外二十一名提出、衆法第一四号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

以上三件 社会労働委員会 付託

共同溝の整備等に関する特別措置法案(内閣提出第九号)

建設委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

中小企業者の産業分野の確保に関する法律案(向井長年君提出、参法第五号)(予)

百貨店法の一部を改正する法律案(向井長年君提出、参法第六号)(予)

商店街振興組合法の一部を改正する法律案(向井長年君提出、参法第七号)(予)

以上三件 商工委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)(予) 通信委員会 付託

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出第九五号)

地方行政委員会 付託

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

大蔵委員会 付託

国民健康保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十一名提出、衆法第九号)

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

以上三件 社会労働委員会 付託

日本原子力船開発事業団法案(内閣提出第八二号)

科学技術振興対策特別委員会 付託

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

石炭対策特別委員会 付託

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

中小企業基本法案(向井長年君提出、参法第四号)(予)

商工委員会 付託

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案(内閣提出第六三三号)(予)

オリンピック東京大会 付託

準備促進特別委員会 付託

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

地方行政委員会 付託

昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(承諾を求めるの件)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その一)

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)(予)

農林水産委員会 付託

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

港湾整備促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)(予)

運輸委員会 付託

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

大蔵委員会 付託

麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

社会労働委員会 付託

一、昨十八日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)

運輸委員会 付託

昭和三十八年二月十九日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

(議案付託等)

一、去る一月二十五日内閣委員会に付託した内閣提出の裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)は、去る八日これを法務委員会に付託替えた。

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十七年度一般会計補正予算(第2号)

昭和三十七年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和三十七年度政府関係機関補正予算(機第2号)

昭和三十七年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(大原平君外十六名提出)

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

職業安定法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外二十一名提出)

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十一名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十七年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十七年度一般会計補正予算(第2号)

昭和三十七年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和三十七年度政府関係機関補正予算(機第2号)

(調査要求承認)

一、外務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国際情勢に関する事項
二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十八年二月八日

外務委員長 野田 武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を管区警察局長に分掌させること、警察庁の職員に定員を改めることおよび交通警察に関する警察官の職権行使に関する規定を整備すること等を内容とするもので、その主な点は次のとおりである。

1 最近の道路交通の実状にかんがみ、警察庁の所掌となつてい

る全国的な幹線道路(一、二級国道等)における交通の規制に関する事務を各地方の特殊事情に通じた管区警察局長に分掌させること。

2 警察庁における麻薬関係の事務の増加に対処するため、新たに警察官十人(ただし十月以降一人減)を増員すること。

3 道路運送法上の自動車道が二以上の都道府県の区域にわたる場合における警察官の職権行使に関する規定を整備し、効果的な交通警察活動ができるようにしたこと。

4 本案は、昭和三十八年四月一日から施行するものとする。

と。

二 議案の可決理由

警察事務の能率的な運営を図るため、全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を管区警察局長に分掌させることとする。ことに、警察庁の職員に定員を改め、交通警察に関する警察官の職権行使に関する規定を整備しようとする本案の趣旨は適切妥当なものと認め、全会一致をもつて原案

の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
警察局増員分の経費(九か月分)二百六十八万五千円が、昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十八年二月十四日

地方行政 委員長 水田 亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院會議録第七号中正誤

ページ	行	誤	正
八四	二	繰入れ、	繰入れ
九三	三	については	は、
九五	二	進歩	進歩
九六	一	進点	進展
九六	二	上るので	上るで
一〇三	三	限年額	限度額

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
(送料別)

所行 東京 都港区赤坂 表町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 六二一
官 課 代 代 代 代